

道 府 県 民 税  
 事業税・特別法人事業税  
 地方 法人 特別 税  
 市 町 村 民 税  
 の徴収猶予（法第15条の4）の届出書

受付印

知 事 殿 市町村長		この届出書の基礎となる修正申告又は更正	事業年度	. .	. .	
令和 年 月 日 提出			修正申告書提出年月日	. .	. .	
			更正年月日	. .	. .	
主たる事務所又は事業所	所在地		徴収猶予を受けようとする税目	税	税	
	名称					
	法人番号		上記の税額	円	円	
	代表者名					
道府県内にある主たる事務所又は事業所	所在地及び電話番号	( 局 番 )	備 考			
	名称					

第一号様式（第一条の四関係）

令和 年度分 市町村民税 申告書  
道府県民税

表

第五号の四様式表面(第二条関係)

この申告書に係る所得等のある方は、「市町村民税・道府県民税申告書(分離課税等用)」を合わせて提出してください。

市町村民税 提出年月日 年 月 日	現住所	整理番号
	1月1日現在の住所 フリガナ	業種又は職業
	氏名	電話番号
提出年月日	個人番号	
年 月 日	生年 月 日 明・大・昭 平・令	世帯主の氏名
	続柄	

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料	社会保険の種類	支払った保険料	円
控除	合計		
	⑮ 新生命保険料の計	旧生命保険料の計	円
生命保険料	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計	円
	介護医療保険料の計		円
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計	円
	⑰～⑲ 寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除	⑱ 勤労学生控除(学校名)	
障害者控除	⑰ 寡婦控除 ⑱ ひとり親控除	⑲ 勤労学生控除(学校名)	
	⑳ 障害者1	障害の程度	級度
控除	⑳ 障害者2	障害の程度	級度
	㉑～㉒ 配偶者控除、配偶者特別控除、同一生計配偶者	配偶者の合計所得金額	円
扶養控除	㉓ 1	氏名	生年月日
	2	氏名	生年月日
	3	氏名	生年月日
	4	氏名	生年月日
16歳未満の扶養親族(控除対象外)	1	氏名	生年月日
	2	氏名	生年月日
	3	氏名	生年月日
別居の扶養親族等がある場合には、裏面「12」に氏名、個人番号及び住所を記入してください。	扶養控除額の合計		
雑損控除	⑳ 損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	㉑ 支払った医療費等	保険金などで補填される金額	円

1 収入金額等	事業	営業等	ア
	業	農業	イ
		不動産	ウ
		利子	エ
		配当	オ
		給与	カ
		公的年金等	キ
		業務	ク
		その他	ケ
	総合譲渡	短期	コ
		長期	サ
2 所得金額	事業	営業等	①
	業	農業	②
		不動産	③
		利子	④
		配当	⑤
		給与	⑥
		公的年金等	⑦
		業務	⑧
		その他	⑨
		合計(⑦+⑧+⑨)	⑩
		総合譲渡・一時	⑪
	合計	⑫	
4 所得から差し引かれる金額	社会保険料控除	⑬	
	小規模企業共済等掛金控除	⑭	
	生命保険料控除	⑮	
	地震保険料控除	⑯	
	寡婦、ひとり親控除	⑰～⑱	
	勤労学生、障害者控除	⑲～⑳	
	配偶者(特別)控除	㉑～㉒	
	扶養控除	㉓	
	基礎控除	㉔	
	⑬から㉔までの計	㉕	
	雑損控除	㉖	
医療費控除	㉗		
合計(㉕+㉖+㉗)	㉘		

地方税法附則第4条の4の規定の適用を選択する場合には、「医療費控除」欄の「区分」の□に「1」と記入してください。

5 給与・公的年金等に係る所得以外(令和 年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の市町村民税・道府県民税の納税方法

給与から差引き(特別徴収)  
 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。)を記載してください。

裏面にも記載する欄がありますから注意してください。(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税申告書受付書

住所	受付日付印
氏名	

6 給与所得の内訳

(日給などの給与所得のある人で、源泉徴収票のない人は記入してください。)

月	日	給	勤務 日数	月	収
1		円			円
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
賞 与 等					円
合 計					
勤務先所在地					
勤務先名					
電話番号					

裏

7 事業・不動産所得に関する事項

所得の種類	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費	青色申告特別控除額
		円	円	円

8 配当所得に関する事項

配当所得の種類	所得の生ずる場所	支払確定年月	収入金額	必要経費
		・	円	円
		・		
		・		
		・		
賞 与 等				円
合 計				
				国外株式等に係る外国所得税額

9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項

種 目	所得の生ずる場所	収入金額	必要経費
		円	円

10 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項

		収入金額	必要経費	差引金額 (収入金額-必要経費)	特別控除額	所得金額 (差引金額-特別控除額)
総合譲渡	短期	円	円	円	円	円
	長期					ロ
一時						ハ
				ニ 合計	イ+[(ロ+ハ)×1/2]	

右上のイの金額を表面のロに、ロの金額を表面のシに記入してください。  
右のニの金額を表面のイの所得金額欄へ記入してください。

11 事業専従者に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	専従者給与 (控除)額
1					
2					
3					
所得税における青色申告の承認の有無					
承認あり・承認なし					
合 計 額					

13 事業税に関する事項

非課税所得など	所得金額
	円
	円
事業用資産の譲渡損失など	資産の種類
	損失額、被災損失額(白)
	円
前年中の開廃業	開始・廃止
	月 日
<input type="checkbox"/> 他都道府県の事務所等	

12 別居の扶養親族等に関する事項

フリガナ	氏名	個人番号	住所
1			
2			
3			

14 配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除に関する事項

特定配当等に係る所得金額、特定株式等譲渡所得金額を総所得金額に含め、配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除を受けようとする場合は、下の各欄に配当割額及び株式等譲渡所得割額を書き入れてください。

配 当 割 額 控 除 額	円
株式等譲渡所得割額控除額	

15 寄附金に関する事項

都道府県、市区町村分 (特例控除対象)		円
住所地の共同募金会、日赤支部・都道府県、市区町村分(特例控除対象以外)		
条例指定分	都道府県	
	市区町村	

支出した寄附金に応じて、各欄にそれぞれ寄附した金額を記入してください。ただし、認定特定非営利活動法人及び特例認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金については、上欄に記入せず、別途「寄附金税額控除申告書(二)」を提出してください。

16 所得金額調整控除に関する事項

フリガナ	氏名	続柄	生年月日	明・大・昭 平・令	特別障害者に該当する場合	級 度	別居の場合の住所
個人番号							

(切り取らないでください。)

市町村長 殿	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	個人番号	
	給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地	
令和 年 月 日 提出	同上の氏名又は名称	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

◎ 給与所得の収入金 \_\_\_\_\_ 円

◎ 公的年金等の収入金額 \_\_\_\_\_ 円

**雑 損 控 除**

あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族（前年中の市町村民税及び道府県民税の課税の対象となる各種所得の金額の合計額が前年の所得につき適用された所得税の基礎控除額以下の者に限ります。）が前年中に災害や盗難・横領で損害を受けたときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損害の原因	損害を受けた年月日	損害を受けた資産の種類	損害の金額 ①	保険金などで補てんされる金額 ②	差引額負担 ①-②
	年 月 日		円	円	円
	年 月 日				
	年 月 日				
	年 月 日				
計					

**医 療 費 控 除**

あなたが前年中にあなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族のために医療費を支払ったときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

医療を受けた人の氏名	あなたとの続柄	支払った医療費 ③	保険金などで補てんされる金額 ④	差引額負担 ③-④
		円	円	円
計				

-----切---取---線-----

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

令和 年度分 市町村民税 寄附金税額控除申告書 (一)  
道府県民税

第五号の五の二様式 (第二条関係)

令和 年 月 市町村長 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
個人番号		
令和 年 1月1日 現在の住所	生年月日	明・大・昭 平・令 . .
	電話番号	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが前年中に次の1から3までのいずれかに該当する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

1. 都道府県、市町村又は特別区に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

2. 住所地の都道府県共同募金会又は日本赤十字社の支部に対する寄附金

寄 附 先	寄 附 金 額
	円
計	

3. 住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された寄附金

(注) 認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は除きます。認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人以外の特定非営利活動法人に対する寄附金は別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書(二)」を市町村長に提出してください。

寄 附 先	指定区分	寄 附 金 額
	都道府県 市区町村	円
	都道府県 市区町村	
	都道府県 市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

(切り取らないでください。)

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書 (一) 受付書

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

令和 年度分 市町村民税 道府県民税 寄附金税額控除申告書 (二)  
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

第五号の五の三様式 (第二条関係)

令和 年 月 市町村長 殿	整理番号
住所	フリガナ 氏名
個人番号	
令和 年 1月1日 現在の住所	生年月日 明・大・昭 平・令
	電話番号

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが前年中に住所地の都道府県、市町村又は特別区の条例で指定された特定非営利活動法人（認定特定非営利活動法人及び仮認定特定非営利活動法人（以下「認定特定非営利活動法人等」という。）を除く。）に対する寄附金を支出したときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

(注) この申告書は、認定特定非営利活動法人等以外の特定非営利活動法人に対する寄附金の申告書です。その他の寄附金（認定特定非営利活動法人等に対する寄附金等）は、別途「市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書（一）」又は「市町村民税・道府県民税申告書」を市町村長に提出してください。

寄附先	指定区分	寄附金額
	都道府県 市区町村	円
	都道府県 市区町村	
	都道府県 市区町村	
計	都道府県分	
	市区町村分	

----- (切り取らないでください。) -----

令和 年度分市町村民税・道府県民税寄附金税額控除申告書 (二) 受付書  
(特定非営利活動法人に対する寄附金用)

住所	受付日付印
氏名 殿	

令和 年度分 市町村民税 道府県民税 給与所得者・公的年金等受給者用繰越控除申告書

市町村長 殿	住 所	
	フリガナ	
	氏 名	
	個 人 番 号	
令和 年 月 日提出	給与支払者又は公的年金等支払者の住所（居所）又は所在地	
	同上の氏名又は名称	

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

年から 年までの間に生じた下の各欄にあてはまる純損失又は雑損失の金額で、年度分以前の各年度分の市町村民税及び道府県民税の所得金額の計算上引き切れなかったこれらの損失の金額があるときは、下の欄に必要な事項を書き入れてください。

損失の生じた年	損 失 の 種 類		損失が生じた年の損失額で、その年の末日の属する年度の翌々年度分へ繰り越した損失額 (a) 円	前々年度分及び前年度分の所得金額の計算上差し引かれた損失額 (b) 円	本年度分以後に繰り越して差し引かれる損失額 (a) - (b) 円
	年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失	
			山林所得の損失		
年が白色の場合		変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
			山林		
雑損失					
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
			山林		
	雑損失				
年	純損失	年が青色の場合	山林以外の所得の損失		
			山林所得の損失		
	年が白色の場合	変動所得の損失			
		被災事業用資産の損失	山林以外		
			山林		
	雑損失				

年1月1日現在の住所が他の市町村にあった方は、その住所を下に書き入れてください。

都 道 郡 町 (大字) 丁目 (字) 番地 方  
府 県 市 区 村

市 町 村 民 税 道 府 県 民 税 納 入 申 告 書												
市町村長殿										(受付印)		
令和 年 月 日提出												
令和 年 月分				人員		人						
退職手当等 支払金額		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
特別 徴収 税額	市町村民税											
	道府県民税											
特別 徴収 義務 者	住所（居所） 又は所在地											
	氏 名 又は名称											
	法人 番号 又は 個人 番号											
地方税法第50条の5及び第328条の5第2項の規定 により上記のとおり分離課税に係る所得割の納入 について申告します。												

第五号の八様式（用紙縦百七十八ミリメートル横八十五ミリメートル）（第二条関係）

年 月 日		年 分 退 職 所 得 申 告 書							
市町村長 殿									
退職手当の支払者の	所在地 (住所)	〒						現住所	〒
	名称 (氏名)							氏名	
	法人番号 (個人番号)	※提出を受けた退職手当の支払者が記載してください。						個人番号	
								その年1月1日現在の住所	
このA欄には、全ての人が、記載してください。(あなたが、前に退職手当等の支払を受けたことがない場合には、下のB以下の各欄には記載する必要がありません。)									
A	① 退職手当等の支払を受けること となった年月日	年 月 日		③ この申告書の提出先から 受ける退職手当等について の勤続期間		自 年 月 日	年		
	② 退職の区分等	一般 ・ 障害	生活 の 有・無 扶助	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年		
				うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年		
あなたが本年中に他にも退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このB欄に記載してください。									
B	④ 本年中に支払を受けた他の 退職手当等についての勤続期 間	自 年 月 日		⑤		自 年 月 日	年		
	うち特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	③と④の通算勤続期間	自 年 月 日	年		
					うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	
					うち 重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	
あなたが前年以前4年内（その年に確定拠出年金法に基づく老齢給付金として支給される一時金の支払を受ける場合には、14年内）に退職手当等の支払を受けたことがある場合には、このC欄に記載してください。									
C	⑥ 前年以前4年内（その年に確定 拠出年金法に基づく老齢給付金と して支給される一時金の支払を受 ける場合には、14年内）の退職手 当等についての勤続期間	自 年 月 日		⑦ ③又は⑤の勤続期間のう ち、⑥の勤続期間と重複して いる期間		自 年 月 日	年		
					① うち特定役員等勤続 期間との重複勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	
						自 年 月 日	年		
A又はBの退職手当等についての勤続期間のうちに、前に支払を受けた退職手当等についての勤続期間の全部又は一部が通算されている場合には、その通算された勤続期間等について、このD欄に記載してください。									
D	⑧ Aの退職手当等について の勤続期間(③)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日		⑩ ③又は⑤の勤続期間のう ち、⑧又は⑨の勤続期間だけ からなる部分の期間		自 年 月 日	年		
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	⑨ うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	
	⑨ Bの退職手当等について の勤続期間(④)に通算され た前の退職手当等について の勤続期間	自 年 月 日		⑪		自 年 月 日	年		
	うち 特定役員等勤続期間	有 無	自 年 月 日	年	⑦と⑩の通算期間	自 年 月 日	年		
					① うち ⑦と⑨の通算期間	自 年 月 日	年		
B又はCの退職手当等がある場合には、このE欄にも記載してください。									
E	区分	退職手当等の支払を受けること となった年月日	収入金額 (円)	源泉 徴収税額 (円)	特別徴収税額	支払を受けた 年月日	退職の 区分	支払者の所在地 (住所)・名称(氏名)	
	B	一般	・	・		・	一般 障害		
		特定 役員	・	・		・	一般 障害		
	C	・	・			・	一般 障害		

- (注意) 1 この申告書は、退職手当等の支払を受ける際に支払者に提出してください。提出しない場合は、所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額は、支払を受ける金額の20.42%に相当する金額となります。また、市町村民税及び道府県民税については、延滞金を徴収されることがあります。
- 2 Bの退職手当等がある人は、その退職手当等についての退職所得の源泉徴収票(特別徴収票)又はその写しをこの申告書に添付してください。
- 3 支払を受けた退職手当等の金額の計算の基礎となった勤続期間に特定役員等勤続期間が含まれる場合は、その旨並びに特定役員等勤続期間、年数及び収入金額等を所定の欄に記載してください。

令和 年分 特別徴収票

第五号の十四様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）

支払を受ける者	個人番号										
	住所又は居所										
	令和 年 1月1日の住所										
	氏名	(役職名)									
区分		支払金額		源泉徴収税額		特別徴収税額					
						市町村民税		道府県民税			
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分		千円		千円		千円		千円			
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分											
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分											
退職所得控除額		勤続年数		就職年月日		退職年月日					
万円		年		年 月 日		年 月 日					
(摘要)											
支払者	個人番号 又は法人番号										
	住所(居所) 又は所在地										
	氏名又は 名称	(電話)									

(市町村提出用)

(右詰で記載してください。)

(電話)

## 備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
  - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
  - (2) 「個人番号」欄には、退職手当等の支払を受ける者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
  - (3) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第1項第1号ロに規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）又は同号ハに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
  - (4) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
  - (5) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
  - (6) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。
    - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
    - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
    - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
    - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
    - (ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
    - (ヘ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
  - (7) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
  - (8) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
  - (9) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、退職手当等の支払者の個人番号又は法人番号（番号法第2条第15項に規定

- する法人番号をいう。)を記載すること。
- (10) 「支払者」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、個人番号を記載する場合は、左側を1文字空けて記載すること。

令和 年分 特別徴収票

第五号の十四の様式（用紙日本産業規格A6）（第二条の五の二関係）「別紙六」

支払を受ける者							
	住所又は居所						
	令和 年 1月1日の住所						
	氏名	(役職名)					
区分	支払金額	源泉徴収税額	特別徴収税額				
			市町村民税		道府県民税		
所得税法第201条第1項第1号並びに 地方税法第50条の6第1項第1号及び 第328条の6第1項第1号適用分	千円	千円	千円	円	千円	円	
所得税法第201条第1項第2号並びに 地方税法第50条の6第1項第2号及び 第328条の6第1項第2号適用分							
所得税法第201条第3項並びに地方 税法第50条の6第2項及び第328条 の6第2項適用分							
退職所得控除額	勤続年数	就職年月日	退職年月日				
万円	年	年 月 日	年 月 日				
(摘要)							
支払者							
	住所(居所) 又は所在地						
	氏名又は 名称	(電話)					

(受給者交付用)

## 備考

- 1 この特別徴収票は、地方税法（以下「法」という。）第50条の2及び第328条に規定する退職手当等について使用すること。
- 2 この特別徴収票の記載の要領は、次によること。
  - (1) 「住所又は居所」の欄には、特別徴収票を作成する日の現況による住所又は居所を記載すること。
  - (2) 「支払金額」の項には、自己が支払う退職手当等についてその年中に支払の確定した金額（法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第202条に規定する退職一時金については、同条の規定により退職手当等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額）を記載し、特別徴収票を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、その退職手当等の全部又は一部が同法第201条第1項第1号に規定する短期退職手当等（以下「短期退職手当等」という。）又は同号ハに規定する特定役員退職手当等（以下「特定役員退職手当等」という。）に該当する場合には、当該短期退職手当等又は当該特定役員退職手当等の金額を「摘要」の欄に記載すること。
  - (3) 「特別徴収税額」の項には、法第41条第1項及び第328条の5第2項の規定により徴収される税額を記載すること。
  - (4) 「勤続年数」の項には、法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第69条又は第70条の規定により計算した勤続年数を記載し、その計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。また、自己が支払う退職手当等又は法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第201条第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等の全部又は一部が短期退職手当等又は特定役員退職手当等に該当する場合には、同令第71条の2第2項に規定する短期勤続年数及びその計算の基礎又は同条第4項に規定する特定役員等勤続年数及びその計算の基礎を「摘要」の欄に記載すること。
  - (5) 次に掲げる場合に該当する場合には、それぞれ次に定める事項を「摘要」の欄に記載すること。
    - (イ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
    - (ロ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第70条第1項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している部分の期間及び同号に掲げる金額の計算の基礎
    - (ハ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
    - (ニ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第11項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
    - (ホ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第1号の規定の適用がある場合 同号に規定する前に支払を受けた退職手当等に係る期間及び同号に定める金額の計算の基礎
    - (ヘ) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法施行令第71条の2第12項第2号の規定の適用がある場合 同号に規定する重複している期間及び同号に定める金額の計算の基礎
  - (6) 法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によるものとされる所得税法第30条第6項第2号の規定の適用を受ける者については、その旨を「摘要」の欄に記載すること。
  - (7) その退職手当等の支払を受ける者が提出した法第50条の7第1項及び第328条の7第1項に規定する退職所得申告書に、法第50条の7第1項第1号及び第328条の7第1項第1号に規定する支払済みの他の退職手当等がある旨の記載がある場合には、その支払済みの他の退職手当等の支払者の氏名又は名称並びにその支払済みの他の退職手当等に係る(2)及び(3)に規定する事項を「摘要」の欄に記載すること。
  - (8) その退職手当等が法第50条の3第2項及び第328条の2第2項の規定によりその例によることとされる所得税法第41条の2の規定により同条に規定する退職手当等の収入金額とみなされるものである場合には、その旨を「摘要」の欄に記載すること。

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Order Number), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management Number), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header form containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate Number), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 法人名 (Corporate Name), and 代表者氏名 (Representative Name).

令和 年 月 日 からの令和 年 月 日までの事業年度分又はの連結事業年度分の申告書

Main tax calculation table with columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税割額 (Tax Reduction). It includes sections for 所得割 (Income Tax), 資本割 (Capital Tax), 収入割 (Income Tax), and 特別法人事業税 (Special Corporate Tax).

Vertical text on the right side of the table, including 道府県民税 (Prefecture Resident Tax) and 署与税理士名 (Tax Agent Name).

Vertical text on the left side of the table, including 事業税 (Business Tax) and 特別法人事業税又は地方法人特別税 (Special Corporate Tax or Local Corporate Special Tax).

Header information table including 発信年月日 (Transmission Date), 整理番号 (Order Number), 事務所 (Office), 区分 (Division), 管理番号 (Management Number), and 申告区分 (Reporting Division).

Main header section containing 受付印 (Received Stamp), 令和 (Reiwa) year/month/day, 法人番号 (Corporate Number), 事業種目 (Business Type), 所在地 (Location), 法人名 (Corporate Name), and 代表者名 (Representative Name).

令和 年 月 日 から令和 年 月 日 までの 事業年度分又はの 道府県民税の 申告書

Main tax calculation table with columns for 摘要 (Summary), 課税標準 (Tax Standard), 税率 (Tax Rate), 税額 (Tax Amount), and 税額 (Tax Amount). It includes sections for 第一号に掲げる事業 (Business under Article 72-1), 第三号に掲げる事業 (Business under Article 72-3), and 特別法人事業税 (Special Corporate Business Tax).

署名欄 (Signature Field) containing 署与税理士名 (Name of Tax Agent) and 電話 (Phone Number).

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認				
受付印	令和 年 月 日			法人番号	申告年月日	
	殿				年	月 日
所在地 <small>（本県が支店等の場合は本店所在地と併記）</small>				事業種目		
(ふりがな)	(電話 )			期末現在の資本金の額 又は出資金の額	兆	十億
法人名				期末現在の 資本金等の額	百万	千
(ふりがな)					円	
代表者 氏名				(ふりがな) 経理責任者 氏名		

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る道府県民税の 申告書 ※

	課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書（別表19）の(12))	①	兆	十億	百万	千	円
	2以上の道府県に事務所又は事業所を有する法人 における課税標準となる退職年金等積立金に係る 法人税額	②					000
	法人税割額 $\left( \text{①又は②} \times \frac{\quad}{100} \right)$	③					00
	③のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	④					00
	この申告により納付すべき法人税割額 ③-④	⑤					00
東京都に申告する場合の③の計算	特別区分の課税標準額	⑥					000
	同上に対する税額 $\left( \text{⑥} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑦					
	市町村分の課税標準額	⑧					000
	同上に対する税額 $\left( \text{⑧} \times \frac{\quad}{100} \right)$	⑨					

関与税理士 署名	(電話 )
-------------	-------

受付印 令和 年 月 日		整理番号		事務所		管理番号		申告区分	
		法人番号		申告年月日 年 月 日		業 種		業 種	
所在地 (本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記) (ふりがな)		(電話)		前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額		前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額	
法人名 (ふりがな)		代表者氏名 (ふりがな)		経理責任者氏名 (ふりがな)		前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額		前 期 末 現 在 の 資 本 金 等 の 額	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税の特別法人事業税の連結事業年度分の 事業年度の予定申告書 ※

事業税				道府県民税			
前事業年度の事業税額 (①の金額) ⑮				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (⑬の金額) ①			
所得割額 (⑫× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ) ⑯				予定申告税額 (①× $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ ) ②			
付加価値割額 (⑬× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ) ⑰				この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額 ③			
資本割額 (⑭× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ) ⑱				この申告により納付すべき法人税割額 ④			
収入割額 (⑮× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ) ⑲				均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑤			
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (⑮) ⑳				この申告により納付すべき道府県民税額 ⑦			
特別法人税 特別法人事業税額 (⑳× $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$ ) ㉑				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
予定申告税額 (⑱+⑲+㉑+㉒) ㉓				この申告により納付すべき道府県民税額 (④+⑥) ⑦			
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額 ㉔				前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 ㉕-㉖				道府県民税の特定寄附金税額控除額 ⑩			
前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細				外国の法人税等の額の控除額 ⑫			
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割	所得金額総額 ㉘	兆 十億 百万 千 円					
所得割	所得金額 ㉙						
付加価値割	付加価値額総額 ㉚	兆 十億 百万 千 円					
付加価値割	付加価値額 ㉛						
資本割	資本金等の額総額 ㉜	兆 十億 百万 千 円					
資本割	資本金等の額 ㉝						
収入割	収入金額総額 ㉞	兆 十億 百万 千 円					
収入割	収入金額 ㉟						
合計事業税額 ㉑+㉒+㉓+㉔				外国の法人税等の額の控除額 ⑬			
平成28年改正法附則第5条の控除額 ㉕				租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑭			
事業税の特定寄附金税額控除額 ㉖				納付すべき法人税割額 (⑨-⑩-⑪-⑫-⑬-⑭) ⑮			
仮装経理に基づく事業税額の控除額 ㉗				⑮のうち特別控除取戻税額等又は個別帰属特別控除取戻税額等に係る法人税割額 ⑯			
租税条約の実施に係る事業税額の控除額 ㉘				差引法人税割額 (⑮-⑯) ⑰			
納付すべき事業税額 ㉑-㉒-㉓-㉔-㉕-㉖-㉗-㉘				法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額 ㉙			
④の内訳	所得割 ⑫	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ⑬				
④の内訳	資本割 ⑭		収入割 ⑮				
摘要		課税標準		税率 (100)		税額	
所得割に係る特別法人事業税額 ㉚		兆 十億 百万 千 円	0.0				
収入割に係る特別法人事業税額 ㉛			0.0				
合計特別法人事業税額 (㉚+㉛) ㉜				この申告の期間			
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額 ㉝				前事業年度又は前連結事業年度の期間			
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額 ㉞				備考			
納付すべき特別法人事業税額 ㉟-㊱-㊲				関与税理士署名 (電話)			

（事業税）

（特別法人事業税）

受付印

登記年月日 通信日付印	整理番号	事務所	管理番号	申告区分
----------------	------	-----	------	------

令和 年 月 日 法人番号 申告年月日 年 月 日

所在地 (本県が支店等の場合は本店所在地と併記) (ふりがな)	事業種目	前期末現在の資本金の額 又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)
法人名 (ふりがな)		前期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額
代表者氏名 (ふりがな)	経理責任者氏名 (ふりがな)	前期末現在の 資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 道府県民税 特別法人事業税 の 連結事業年度分 の 予定申告書 ※

事業税		道府県民税	
前事業年度の事業税額 (53)の金額	⑧	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			
所得割額 (54) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑨	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (55) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑩		
資本割額 (56) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑪		
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			
収入割額 (57) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑫	兆	十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割額 (58) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑬	兆	十億 百万 千 円
付加価値割額 (59) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑭		
資本割額 (60) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑮		
収入割額 (61) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑯		
特別法人税 前事業年度の特別法人事業税額 (68)の金額	⑰		
特別法人事業税額 (17) × $\frac{6}{\text{前事業年度の月数}}$	⑱		
予定申告税額 (9) + (10) + (11) + (12) + (13) + (14) + (15) + (16) + (18)	⑲		
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の事業税額及び特別法人事業税額	⑳		
この申告により納付すべき事業税額及び特別法人事業税額 (19) - (20)	㉑		
法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額	㉒		
道府県民税		前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (32)の金額	①
道府県民税		予定申告税額 (1) × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$	②
道府県民税		この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③
道府県民税		この申告により納付すべき法人税割額 (2) - (3)	④
道府県民税		均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤
道府県民税		円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥
道府県民税		この申告により納付すべき道府県民税額 (4) + (6)	⑦
道府県民税		この申告の期間	・ ・
道府県民税		前事業年度又は前連結事業年度の期間	・ ・

関与税理士署名 (電話 )

第六号の三様式 (その2) (提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

事業年度又は  
連結事業年度

・ ・  
・ ・

法人名

(事業税)

前事業年度の事業税額・特別法人事業税額の明細			
摘要	課税標準	税率 (100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業			
所得割	所得金額総額 ㉓	兆 十億 百万 千 円	
	所得金額 ㉔		兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額 ㉕		
	付加価値額 ㉖		兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額 ㉗		
	資本金等の額 ㉘		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業			
収入割	収入金額総額 ㉙	兆 十億 百万 千 円	
	収入金額 ㉚		兆 十億 百万 千 円
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業			
所得割	所得金額総額 ㉛	兆 十億 百万 千 円	
	所得金額 ㉜		兆 十億 百万 千 円
付加価値割	付加価値額総額 ㉝		
	付加価値額 ㉞		兆 十億 百万 千 円
資本割	資本金等の額総額 ㉟		
	資本金等の額 ㊱		兆 十億 百万 千 円
収入割	収入金額総額 ㊲		
	収入金額 ㊳		兆 十億 百万 千 円
合計事業税額 ㉔+㉖+㉘+㉚+㉜+㉞+㊱+㊳		㉞	
事業税の特定寄附金税額控除額		㉟	
仮装経理に基づく事業税額の控除額		㊱	
租税条約の実施に係る事業税額の控除額		㊲	
納付すべき事業税額 ㉞-㉟-㊱-㊲		㊳	
㉟の内訳	法第72条の2第1項第1号又は第2号に掲げる事業		
	所得割 ㊴	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㊵
	資本割 ㊶		収入割 ㊷
	法第72条の2第1項第3号に掲げる事業		
所得割 ㊸	兆 十億 百万 千 円	付加価値割 ㊹	
資本割 ㊺		収入割 ㊻	
特別法人事業税			
摘要	課税標準	税率 (100)	税額
法第72条の2第1項第1号に掲げる事業の所得割に係る特別法人事業税額	㊼	兆 十億 百万 千 円	0.0
法第72条の2第1項第2号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	㊽		0.0
法第72条の2第1項第3号に掲げる事業の収入割に係る特別法人事業税額	㊾		0.0
合計特別法人事業税額 (㊼+㊽+㊾)		㊿	
仮装経理に基づく特別法人事業税額の控除額		㊿	
租税条約の実施に係る特別法人事業税額の控除額		㊿	
納付すべき特別法人事業税額 ㊿-㊿-㊿		㊿	

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細			
摘要	課税標準	税率 (100)	税額
(特別控除戻取戻税額等又は個別帰属特別控除戻取戻税額等) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額			
㉓	兆 十億 百万 千 円		
㉔			法人税割額
㉕			道府県民税の特定寄附金税額控除額
㉖			外国の法人税等の額の控除額
㉗			仮装経理に基づく法人税割額の控除額
㉘			租税条約の実施に係る法人税割額の控除額
㉙			納付すべき法人税割額 ㉔-㉕-㉖-㉗-㉘-㉙
㉚			㉙のうち特別控除戻取戻税額等又は個別帰属特別控除戻取戻税額等に係る法人税割額
㉛			差引法人税割額 ㉙-㉚

第六号の三様式(その2) (提出用) 次葉 (用紙日本産業規格A4・草色) (第三条・第五条・第十条の二関係)

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書（その1）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名	
------------------	--------	-----	--

第七号の様式（用紙日本産業規格A4）（第三条・第十条の二関係）

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細			
当期において控除する外国税額の計算			事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑬	当期控除額 ⑭	翌期繰越額 ⑬-⑭ ⑮
控除対象外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・ ・	円	円	/
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・ ・			
	計 ①+② ③		・ ・			
当期分の控除外国税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+同表の②)) ④		・ ・			
	外国税額のうち④の額を超える額 ③-④ ⑤		・ ・			
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・ ・			
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑) ⑦		・ ・			
	計 ⑥+⑦ ⑧		・ ・			
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑧のうち少ない額) ⑨		・ ・			
	前3年以内の控除未済外国税額 ⑩		当 期 分	/	/	
	当期分として算定した法人税割額 (⑱又は第6号様式の⑦-⑧-⑨若しくは 第6号様式(その2)の⑦-⑧-⑨) ⑪			⑩ 円	円	
	当期において控除する外国税額 (⑪若しくは⑨+⑩のうち少ない額又は㉒) ⑫		計			

各道府県ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員数又は 補正後の従業員数	控除すべき 外国税額 ⑯	各道府県ごとに 算定した法人税割額 ⑰	各道府県ごとに 控除する外国税額(⑯又は⑰の うち少ない額) ⑱
名称	所在地				
		人	円	円	円
合 計				⑲	⑳

外国の法人税等の額の控除  
に関する明細書（その2）

事業年度又は 連結事業年度	・ ・	法人名
------------------	--------	-----

第七号の二様式（用紙日本産業規格A4）（第三条、第十条の二関係）

政令第9条の7第7項ただし書の規定の適用の有無		有・無	前3年以内の控除未済外国税額の明細				
政令第48条の13第8項ただし書の規定の適用の有無		有・無	事業年度又は 連結事業年度	控除未済 外国税額 ⑭	当期控除額 ⑮	翌期繰越額 ⑭-⑮ ⑯	
当期において控除する外国税額の計算							
控除対象 外国税額	当期の控除対象外国税額 (別表1の⑥) ①	円	・ ・	円	円	/	
	前3年以内の控除限度額を超える 外国税額(別表1の⑱) ②		・ ・				円
	計 ①+② ③		・ ・				
当期分の 控除外国 税額	国税の控除限度額 (別表1の①、同表の⑥又は(同表の①+ 同表の②)) ④		・ ・				
	外国税額のうち④の額を超える 額は上段に、④と⑥の合計額を超え る額は下段に ⑤		・ ・				
	道府県民税の控除限度額 (別表1の③) ⑥		・ ・				
	市町村民税の控除限度額 (別表1の④) ⑦		・ ・				
	前3年以内の控除余裕額のうち 当期加算額(別表1の㉑は上段に、 ㉒は下段に) ⑧	(イ) (ロ)		・ ・			
	計 (⑥+⑧(イ)は上段に、⑦+⑧(ロ)は 下段に) ⑨		・ ・				
	当期分の控除外国税額 (⑤又は⑨の各段のうち少ない額) ⑩	(イ) (ロ)		計	⑪		
前3年以内の控除未済外国税額 ⑪	(イ) (ロ)		当 期 分	/	/		
当期分として算定した法人税割額 (⑳若しくは㉑又は第6号様式の⑦-⑧-⑨若しくは 第6号様式(その2)の⑦-⑧-⑨) ⑫			翌期繰越額計	/	/		
当期において控除する外国税額(⑫ 若しくは(⑩+⑪)のうち少ない額又は ㉓及び㉔) ⑬							

各都道府県・市町村ごとに控除する外国税額の明細

事務所又は事業所		従業員数 又は補正 後の従業員 数	各都道府県ご とに控除すべ き外国税額 ⑰	各都道府県ご とに算定した 法人税割額 ⑱	各都道府県ご とに控除する 外国税額(⑰ 又は⑱のうち 少ない額) ⑲	従業員数 又は補正 後の従業員 数	各市町村ごと に控除すべき 外国税額 ⑳	各市町村ごと に算定した法 人税割額 ㉑	各市町村ごと に控除する外 国税額(⑳又 は㉑のうち少 ない額) ㉒
特 別 区 以 外	名 称	所 在 地	人	円	円	人	円	円	円
	小 計		/	㉓		/	㉔		
特別区				㉕((⑰(イ)+⑱(イ))-㉒)			㉖((⑰(ロ)+⑱(ロ))-㉒)		
合 計				㉗	㉘		㉙	㉚	㉛
			控除未済繰 越額 ㉗-㉙ ㉜						控除未済繰 越額 ㉚-㉛ ㉝

# 更正請求書

受付印	令和 年 月 日		※ 処理 事項 殿	発信年月日					
				通信日付印	確認				
所在地及び電話番号		(電話 )							
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)							
(ふりがな) 代表者氏名									
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。									
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度		. . . から . . . まで							
摘 要		更正の請求前			更正の請求後				
道府県 民 税	課 税 標 準 等	円			円				
	税 額 等								
事業税 法第72条 の2第1項 第1号 第2号 第3号 に掲げる事業	課 税 標 準 等	所 得 等							
		付 加 価 値 額							
		資 本 金 等 の 額							
		収 入 金 額							
	欠 損 金 額 等								
税 額 等									
特別法人 事業税 又は 地方法人 特別税	課 税 標 準	基 準 法 人 所 得 割 額							
		基 準 法 人 収 入 割 額							
税 額 等									
法第20条の9の3第1項の 更正の請求の場合		法 定 納 期 限				. . .			
法第20条の9の3第2項の 更正の請求の場合		第1号の判決等の確定日				. . .			
		第2号の更正・決定等のあった日				. . .			
		第3号の政令で定める理由の生じた日				. . .			
法第53条の2の更正の請求の 場合		国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日				. . .			
法第72条の33の更正の請求 の場合		修 正 申 告 書 の 提 出 日				. . .			
		更 正 ・ 決 定 の 通 知 を 受 け た 日				. . .			
		国 の 税 務 官 署 の 更 正 ・ 決 定 の 通 知 日				. . .			
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項									
連結親法人の本店所在地及び 電話番号		(電話 )							
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)							
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法		銀行 支店 口座番号 (普通・当座)							
関 与 税 理 士 署 名		(電話 )							

第十号の三様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係)

# 更正請求書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日				
			通信日付印	確認			
	殿						
所在地及び電話番号	〒 (電話 )						
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)						
(ふりがな) 代表者氏名							
地方税法 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。							
更正の請求の対象となる 事業年度又は連結事業年度	. . . から . . . まで						
摘 要	更正の請求前						更正の請求後
課 税 標 準 等							円
税 額 等							円
法第20条の9の3第1項の更正の 請求の場合	法 定 納 期 限		. . .				
法第20条の9の3第2項の更正の 請求の場合	第 1 号 の 判 決 等 の 確 定 日		. . .				
	第 2 号 の 更 正 ・ 決 定 等 の あ っ た 日		. . .				
	第 3 号 の 政 令 で 定 め る 理 由 の 生 じ た 日		. . .				
法第321条の8の2の更正の 請求の場合	国 の 税 務 官 署 の 更 正 の 通 知 日		. . .				
更正の請求をする理由及び請 求をするに至った事情の詳細 その他参考となるべき事項							
連結親法人の本店所在地及び 電話番号	〒 (電話 )						
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)						
還付を受けようとする金融機関 及び支払方法	銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						
関 与 税 理 士 署 名	(電話 )						

第十号の四様式 (用紙日本産業規格A4) (第六条の五関係)

# 徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	年 月 日	年 月 日	法人番号
	所在地 <small>(本県が支店等 の場合は本店 所在地と併記)</small>	相互協議申立て年月日 相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>	(ふりがな) 法人名

地方税法 第55条の2第1項・第72条の39の2第1項 第55条の4第1項・第72条の39の4第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人道府県民税		事業税・特別法人事業税又は地方法人特別税				
			法人税割額	延滞金額	所得割額又は特別法人事業税額 若しくは地方法人特別税額	付加価値割額	加算金額	延滞金額	
納付すべき金額			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円	円	円	円	円	法律による金額 円
担保									

第十号の五様式(第三条の四・第三条の四の三・第五条の二の三・第五条の四関係)

第十一号様式（提出用）（用紙日本産業規格A4・紫色）（第三条・第十条の二関係）

※処理事項	発信年月日 通信日付印	確認	整理番号	事務所 区分	管理番号	申告区分
	令和 年 月 日			法人番号	申告年月日 年 月 日	
道府県内 に又は ある事 業所 又は 事業所	所在地	(電話 )				
	(ふりがな)	-----				
	名称	-----				
	(ふりがな)	-----				
	代表者又は 管理人 の氏名	-----				
本店 又は 本社	所在地	(電話 )			事業種目	
	(ふりがな)	-----			資本金 等の額	兆 十億 百万 千 円
	名称	-----				

令和 年度 道府県民税の均等割申告書

※

道府県内に ある主たる事 務所又は事業 所以外の事務 所又は事業所	所在地					
	(ふりがな)	-----		-----		
	名称	-----		-----		
前年4月1日から3月31日までの 間に道府県内に事務所又は事業所 を有していた期間		令和 年 月 日から	令和 年 月 日まで	同左の月数	① 月	
この申告によって納付すべき道府 県民税の均等割額		円 × $\frac{①}{12}$		②	兆 十億 百万 千 円 00	
東京 都 の 場 合 の ② の 計 算 に 申 告 す る	前年4月1日 から3月31日 までの間に都 内に事務所又 は事業所を有 していた期間	特別区 の区域	・ : 月 (ア)	・ : 月 (イ)	・ : 月 (ウ)	
		市町村 の区域	・ : 月 (エ)			
	東京都に納付 すべき均等割 額②の計算	特別区 の区域分	(税率)	円 × $\frac{(ア)}{12}$		兆 十億 百万 千 円 00
			(税率)	円 × $\frac{(イ)}{12}$		00
			(税率)	円 × $\frac{(ウ)}{12}$		00
(税率)			円 × $\frac{(エ)}{12}$		00	
	市町村 の区域分	(税率)	円 × $\frac{(エ)}{12}$		00	

関与税理士 署 名	(電話 )
--------------	-------

道府県民税利子割納入申告書

第十二号の三様式（第三条の七関係）

知事殿		特 義 別 徴 収 者 ・ 取 扱 業 所 等	県・営								
令和	年		月分	所在地及び名称							
令和	年		月	日提出	(所属)						
特別徴収義務者番号			(電話)								
			法人番号								
処 理 事 項				口座番号	加入者名						
支 払 金 額	0 1		十 億 千 百	十 万 千	百 十	円					
特別徴収税額	0 2										
( 延 滞 金 )	0 3										
納 入 金 額 合 計	0 4										
課 税 事 務 所			受 付 印								
( 取 り ま と め 店 )											
( 取 り ま と め 局 )								都道府県		局(〒 )	
上記のとおり利子割の納入について 申告します。								(都道府県保管)			

備考

- この納入申告書には、第12号の4様式、第12号の4の2様式又は第12号の4の3様式の計算書及び都道府県内の営業所等分を一括納入する場合には、第12号の5様式の営業所等別明細書を添付すること。
- この納入申告書の記載の要領は、次によること。
  - 「令和 年 月分」欄には、利子等の支払をした年月を記載すること。
  - 「特別徴収義務者番号」欄には、都道府県知事が指定した番号を記載すること。
  - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄には、特別徴収事務を実際に行う営業所等（本社、本店を含む。）の所在地及び名称等を記載すること。
  - 「特別徴収義務者・取扱営業所等」欄中の「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
  - 「県・営」欄は、都道府県内の営業所等分を一括納入する場合は「県」を、営業所等毎に納入する場合は、「営」を○で囲むこと。
  - 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
  - 「支払金額」欄には、利子割が課される利子等の支払金額を記載すること。
  - 「特別徴収税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
  - 「納入金額合計」欄には、特別徴収税額と延滞金の合計額を記載すること。

道府県民税配当割納入申告書

第十二号の七様式（第三条の十関係）

知事殿		特別徴収義務者	所在地及び名称										
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分			(所属) (電話)										
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日提出													
法人番号													
旧法人番号													
処理事項	口座番号		加入者名										
	支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
	税額		0 2										
	(延滞金)		0 3										
	納入金額合計		0 4										
課税事務所		受付印											
(取りまとめ店)													
(取りまとめ局)								(〒 )					
上記のとおり配当割の納入について 申告します。								(都道府県保管)					

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- 「令和  年  月分」欄には、配当等の支払をした年月を記載すること。
- 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 「支払金額」欄には、配当割が課される配当等の支払金額を記載すること。
- 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額を記載すること。
- 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

道府県民税株式等譲渡所得割納入申告書

第十二号の十様式（第三条の十二関係）

知事殿		特別徴収義務者	所在地及び名称									
令和	年分		中途	月分								
令和	年		月	日提出								
法人番号												
旧法人番号												
										(所属) (電話)		
処理事項				口座番号			加入者名					
支払金額	01		十	億	千	百	十	万	千	百	十	円
税額	02											
(延滞金)	03											
納入金額合計	04											
課税事務所		受付印										
(取りまとめ店)												
(取りまとめ局)												
上記のとおり株式等譲渡所得割の納入について 申告します。(都道府県保管)												

備考

この申告書の記載の要領は、次によること。

- この申告書は、「源泉徴収選択口座の場合」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合」とで別に作成すること。
- 「令和 年分」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額の生じた年を記載すること。ただし、地方税法施行令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合場合には、「中途」を○で囲み、「 月分」欄には、同項各号に掲げる事実の生じた日の属する月を記載すること。
- 「法人番号」欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
- 「旧法人番号」欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
- 「処理事項」欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
- 「支払金額」欄には、株式等譲渡所得割が課される株式等譲渡所得金額を記載すること。
- 「税額」欄には、支払金額について特別徴収して納入すべき税額から還付税額を控除して得た金額を記載すること。
- 「納入金額合計」欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
- 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
- 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入申告書

知事殿		特別徴収義務者	所在地及び名称										
令和	□		年分	中途	□	月分							
令和	□		年	□	月	□	日提出						
法人番号													
:   :   :   :   :   :   :   :   :   :   :   :													
旧法人番号													
:   :   :   :   :   :   :   :   :   :   :   :													
				(所属)									
				(電話)									
処 理 事 項							口座番号			加入者名			
支 払 金 額		0 1	十 億		千	百	十	万	千	百	十	円	
税 額		0 2											
( 延 滞 金 )		0 3											
納 入 金 額 合 計		0 4											
課 税 事 務 所									受 付 印				
( 取 り ま と め 店 )													
( 取 り ま と め 局 )			(〒 )										
上記のとおり源泉徴収選択口座内配当等に係る配当割の納入について申告します。			(都道府県保管)										

備考

- この申告書の記載の要領は、次によること。
- 1 この申告書は、「源泉徴収選択口座内配当等」と「未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等」とで別に作成すること。
  - 2 「令和 □□ 年分」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等の支払をした年を記載すること。ただし、地方税法施行令附則第18条の4の2第2項において準用する同令第9条の20第1項の規定の適用を受ける場合又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合には、「中途」を○で□□ 「 □□ 月分」の欄には、同項各号に掲げる事実又は契約不履行等事由の生じた日の属する月を記載すること。
  - 3 「法人番号」の欄には、特別徴収義務者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。以下同じ。）を記載すること。
  - 4 「旧法人番号」の欄には、前回納入申告時の法人番号と今回納入申告時の法人番号が異なる場合に、前回納入申告時の法人番号を記載すること（同一の場合は空欄とすること）。
  - 5 「処理事項」の欄は、都道府県の使用欄であるため記載しないこと。
  - 6 「支払金額」の欄には、配当割が課される源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座内上場株式等の配当等の支払金額を記載すること。
  - 7 「税額」の欄には、源泉徴収選択口座内配当等の交付時に既に特別徴収した配当割の額から還付税額を控除して得た金額又は未成年者口座内上場株式等の配当等の交付時に特別徴収した配当割の額を記載すること。
  - 8 「納入金額合計」の欄には、税額と延滞金の合計額を記載すること。
  - 9 「課税事務所」及び「(取りまとめ店)」の欄には、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。
  - 10 「口座番号」、「加入者名」及び「(取りまとめ局)」の欄には、郵便局で納入する場合に、納入先都道府県が指定する事項を記載すること。

第十二号の十五様式（附則第十八条関係）

公

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入済通知書

		(都道府県名)		特別徴収義務者		所在地及び名称  (所属) (電話)							
令和		年分	中途									月分	
令和		年	月									日提出	
法人番号													
旧法人番号													
処理事項				口座番号		加入者名							
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	税額	0 2											
	延滞金	0 3											
	合計	0 4											
課税事務所				領収日付印									
(取りまとめ店)													
(取りまとめ局)													
上記のとおり通知します。													
												(都道府県保管)	

(第一片)

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割納入書

公

		(都道府県名)		特別徴収義務者		所在地及び名称  (所属) (電話)							
令和		年分	中途									月分	
令和		年	月									日提出	
法人番号													
旧法人番号													
処理事項				口座番号		加入者名							
支払金額		0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円	
納入金額	税額	0 2											
	延滞金	0 3											
	合計	0 4											
上記のとおり納入します。				※ 日計		口		領収日付印					
						円							
												※印は郵便局において使用する欄です。 (金融機関又は郵便局保管)	

(第二片)

源泉徴収選択口座内配当等又は未成年者口座等において契約不履行等事由が生じた場合の未成年者口座内上場株式等の配当等に係る道府県民税配当割領収証書



(第三片)

(都道府県名)		特 別 徴 収 義 務 者	所在地及び名称											
令和	年分		中途	月分										
令和	年		月	日提出										
法人番号										(所属)		殿		
旧法人番号										(電話)				
処理事項											口座番号		加入者名	
支払金額	0 1	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円			
納入金額	税額	0 2												
	延滞金	0 3												
	合計	0 4												
上記のとおり領収しました。										領収日付印				
(納入者保管)														

- 備考
- 1 各片は、1辺をのり付けその他の方法により接続するものとする。
  - 2 各片に共通する事項（あらかじめ印刷されている事項を除く。）は、複写により記入するものとする。
  - 3 「領収日付印」欄は、縦30ミリメートル、横30ミリメートルとする。

災害等に係る申告書の提出期限の延長の承認申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
	知事殿		通信日付印	確認	
所在地及び電話番号	〒 (電話 )				
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)				
(ふりがな) 代表者氏名					
経理責任者氏名					
資本金の額又は出資金の額	円				
令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで の事業年度分の事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の 提出期限を延長したいので申請します。					
1 申告書の提出期限の延長の指定を受けようとする日 令和 年 月 日  2 申告書の提出期限までに決算が確定しない理由及び指定を受けようとする日までその提出期限の延長を必要とする理由  ----- ----- ----- ----- -----					
連結親法人の本 店所在地及び 電話番号	〒 (電話 )		法人税に係る 申告期限の 延長申請書	提出の有無 有 ・ 無	
(ふりがな) 連結親法人の 名称及び法人 番号	(法人番号)			指定を受けようとする期日 ・ ・	
関与税理士 署名	(電話 )		(法人税法 第75条第1項 第81条の23第1項)	申請書提出年月日 ・ ・	

申告書の提出期限の延長の処分等の届出書・承認等の申請書		整理番号			
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発信年月日		
	知事殿		通信日付印	確認	
所在地及び電話番号		〒 (電話 )			
(ふりがな) 法人名及び法人番号		(法人番号)			
(ふりがな) 代表者氏名					
経理責任者氏名					
資本金の額又は 出資金の額		円			
法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)					
令和 年 月 日から 事業年度分 から法人税の 確定申告書 の提出期限の延長について 令和 年 月 日まで 連結事業年度分 連結確定申告書					
<input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定があった <input type="checkbox"/> 下記のとおり指定に係る月数に変更された <input type="checkbox"/> 指定が取り消された <input type="checkbox"/> 下記のとおり延長の処分を受けている法人と連結して法人税を納めることとなった				} 内で届け出ます。	
記					
確定申告書又は連結確定申告書の提出期限の延長期間		( ) 月間			
指定を受けた月数		( ) 月間			
変更後の指定に係る月数		( ) 月間			
事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請					
令和 年 月 日から 事業年度分 から事業税及び特別法人事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長をし、 又は指定、指定の取消し若しくは指定に係る月数の変更を受けたいので申請します。					
1 申告書の提出期限の延長期間 (1) 申告書の提出期限が延長されていない法人 <input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長をしたい場合 (次に掲げる場合を除く。) 1月間 (連結申告法人は2月間) <input type="checkbox"/> 申告書の提出期限の延長及び指定を受けたい場合 ( ) 月間 (2) 申告書の提出期限が1月間 (連結申告法人は2月間) 延長されている法人 <input type="checkbox"/> 指定を受けたい場合 ( ) 月間 (3) 指定を受けている法人 <input type="checkbox"/> 指定の取消しを受け、申告書の提出期限の延長期間を1月間 (連結申告法人は2月間) としたい場合 取消し前 ( ) 月間 <input type="checkbox"/> 指定に係る月数の変更を受けたい場合 変更前 ( ) 月間 変更後 ( ) 月間					
2 各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から3月以内) に決算についての定時総会が招集されない理由 (連結申告法人にあっては、各事業年度終了の日から2月以内 (指定を受けようとする場合には、事業年度終了の日から4月以内) に連結親法人の決算についての定時総会が招集されない理由又は連結親法人が連結所得の金額の計算を了することができない理由) ----- ----- -----					
3 根拠条文 <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項又は第5項 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第1号又は第5項第1号 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法第72条の25第3項第2号又は第5項第2号 (これらの規定を同法第72条の28第2項及び第72条の29第2項において準用する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 地方税法施行令第24条の4第1項 (同令第24条の4の3第1項において準用する場合を含む。) 4 添付書類等 <input type="checkbox"/> 定款等の写し <input type="checkbox"/> その他 ( )					
連結親法人の本 店所在地及び電話番号		〒 (電話 )			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号		(法人番号)			
関与税理士署名		(電話 )			

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の処分等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の承認等の申請」は、それぞれ届出又は申請の期限が異なるので留意してください。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書		整理番号				
	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	発 信 年 月 日				
	知事殿		通 信 日 付 印	確 認			
所在地及び電話番号	〒 (電話 )						
(ふりがな) 法人名及び法人番号	(法人番号)						
(ふりがな) 代 表 者 氏 名							
経 理 責 任 者 氏 名							
資 本 金 の 額 又 は 出 資 金 の 額	円						

法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)	
令和 年 月 日から 事業年度分 の 令和 年 月 日まで 連結事業年度分	確定申告書 から法人税の 連結確定申告書 の提出期限の延長に
ついて <span style="font-size: 2em;">{</span> その延長の処分が取り消された その適用を受けることをやめた	
} ので届け出ます。	

事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出	
令和 年 月 日から の事業年度分から	法第72条の25第3項 の規定による事業税及び特別法人
令和 年 月 日まで	法第72条の25第5項
事業税又は地方法人特別税の申告書の提出期限の延長の適用を受けることをやめたいので届け出ます。	

連 結 親 法 人 の 本店所在地及び電話番号	〒 (電話 )			
(ふりがな) 連結親法人の名称及び法人番号	(法人番号)			
関 与 税 理 士 署 名	(電話 )			

◎「法人税に係る申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出 (道府県民税関係)」及び「事業税等に係る申告書の提出期限の延長の取りやめの届出」は、それぞれ届出の期限が異なるので留意してください。

## 令和 年度分 事業税申告書

知事殿	ふりがな 氏名		屋号 電話番号
令和 年 月 日提出	住所		事務所又は 事業所の所在地
	個人番号		

事業の種類	①収入金額	②必要経費 (③の金額を含め) (ないこと)	③青色事業専従者 給与額又は事業専 従者控除額	所得金額 ①-②-③
	円	円	円	円

専従者 控除額 の内訳	氏名	個人番号	あなた との 続柄	生年月日	従事 月数	青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額	所得税法第 57条第2項 の書類の提 出の有無
				. .	月	円	有 無
				. .	月	円	有 無
				. .	月	円	有 無
所得税における青色申告の承認の有無					有	無	

次の事項に該当する方は下の記載欄に書いてください。なお、事務所又は事業所が他の都道府県にもある方は、その所在地と各月の末日現在の従業者の数を事務所又は事業所ごとに適宜の用紙に書いて、添付してください。

- 1 事業税の非課税所得がある方
- 2 事業用資産の譲渡損失がある方
- 3 被災事業用資産の損失がある方（白色申告者のみ）
- 4 前年中に新しく事業を開始した方又は事業を廃止した方

1	非課税事業 の種類	④収入金額	⑤必要経費 (⑥の金額を含め) (ないこと)	⑥青色事業専従者 給与額又は事業 専従者控除額 (③×非課税事業 への従事割合)	所得金額 ④-⑤-⑥	
		円	円	円	円	
2	譲渡資産の種類	⑦譲渡価格	⑧帳簿価格	損失額 ⑧-⑦		
		円	円	円		
3	赤字のうちに含まれる被災事業用資産の損失の金額				円	
4	新しく事業を開始し、又は事業を廃止した月日			月	日	開始 廃止

----- (切り取らないでください) -----

## 令和 年度分 事業税申告書の受付書

氏名		受付日付印
住所		

# 徴収猶予の申請書

第十四号の三様式（第六条の九関係）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	年 月 日 殿	相互協議申立て年月日	年 月 日	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>
主たる事務所 又は 事業所所在地	(電話 )		(ふりがな) 氏名	

送付年月日 通信日付印	確認
----------------	----

地方税法第72条の57の2第1項の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

	年度	納期限	事業税額	延滞金額
納付すべき金額			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	年度	納期限	事業税額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

**第14号の3様式記載要領**

- 1 この申請書は法第72条の57の2第1項の規定に基づき徴収の猶予を申請する場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。

第十六号様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の五・第八条の七関係)

※処 理 事 項	整理番号	事務所	処理 区分	事業者コード	申告 区分	予備
	令和 年 月 日 知事殿			発信年月日 通信日付印	申告年月日	
				確認		
申告者	住所又は所在地	(電話番号)				
	氏名又は名称					
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。				

令和  年  月分 道府県たばこ税の 申告書 修正申告書 ※

課税標準数量 ①		十億	百万	千	本
税額 (①× $\frac{\quad}{1000}$ ) ②					円
課税免除を受けようとする本数					本
課税免除を受けようとする税額 ③					円
返還控除を受けようとする本数					本
返還控除を受けようとする金額 ④					円
差引 (② - ③ - ④) ⑤					円
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥					円
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)					円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)				

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	整理番号	事務所	処理 区分	区 分	事業者コード	申告 区分	予備	申告年月日		
	令和 年 月 日											
	知事殿			発信年月日	通信日付印		確認					
申 告 者	住所又は所在地	(電話番号)										
	氏名又は名称											
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。										

令和  年  月分から令和  年  月分までの道府県たばこ税の 申告書 ※   
修正申告書

	令和 年 月 分				令和 年 月 分				令和 年 月 分				3箇月分の合計
	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	
課税標準数量 ①				円				円				円	<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; position: relative;"> <span style="position: absolute; top: 0; right: 0; border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></span> </div>
税額 (① × $\frac{\quad}{1000}$ ) ②				円				円				円	
課税免除を受けようとする本数				本				本				本	
課税免除を受けようとする税額 ③				円				円				円	
返還控除を受けようとする本数				本				本				本	
返還控除を受けようとする金額 ④				円				円				円	
差引 (② - ③ - ④) ⑤				円				円				円	
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥				円				円				円	
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)				円				円				円	十億 百万 千 円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店 口座番号(普通・当座)												

道府県たばこ税  
特例期限適用申請書  
市町村たばこ税

第十六号の六様式(用紙日本産業規格A4)(第八条の八・第十六条の三関係)

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日 総務大臣 殿	※ 処 理 事 項	
申 請 者	住所又は所在地	(電話番号 )	
	氏名又は名称		
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。 	
第74条の10第3項 下記のとおり地方税法 の規定による指定を受けたいので、申請します。 第473条 第2項			
政令第39条の11第1号イの製造たばこの本数の合計数		本	
政令第39条の11第1号ロの市町村及び特別区の各月における数の合計数 ①			
20,000本×①		本	
法第74条の10第4項 の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) 法第473条第3項 (あるときは、取消しの年月日) _____			
地方税の滞納処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____			
地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は地方 税法において準用する国税犯則取締法の規定により通告処分(科料に 相当する金額に係る通告処分を除く。)を受けたことの有無(有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の 履行の年月日) _____			
備 考			

#### 第16号の6 様式記載要領

- 1 この申請書は、法第74条の10第3項又は法第473条第2項の規定による総務大臣の指定を受けようとする場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

道府県たばこ税還付請求申告書

第十六号の七様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の九関係)

受付印  令和 年 月 日  知事殿	※ 処	整理番号	事務所	処理区分	事業者コード	申告区分	予備
	理	発信年月日 通 信 日 付 印			申告年月日 確 認		
	事						
	項						
申 告 者	住所又は所在地	(電話番号)					
	氏名又は名称						
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。					
返還に係る製造たばこの数量 ①		十億 百万 千 本					
還付を受けようとする金額 (① × $\frac{\quad}{1000}$ )		円					
還付を受けようとする金融機関及び 支払方法	銀行 支店 口座番号 (普通・当座)						

## 第16号の7様式記載要領

- 1 この申告書は、法第74条の10第5項の規定により還付を受けようとする場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 5 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第74条の14第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する金額を記載すること。  
(昭63省令37・全改)

営業の開廃等の報告書

下記のとおり地方税法 第74条の16第1項 の規定により報告します。  
 第74条の16第2項

第十六号の八様式(提出用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の十関係)

受付印	令和 年 月 日		※ 処理 事項	事業者コード			処理 区分
	知事殿						
フリガナ							
特定販売業者又は卸売販売業者の氏名又は名称							
個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。						
特 定 販 売 業 者	卸 売 販 売 業 者		小 売 販 売 業 者				
登 録 年 月 日	営 業 廃 止 又 は 登 録 取 消 年 月 日	登 録 年 月 日	営 業 廃 止 又 は 登 録 取 消 年 月 日	許 可 年 月 日	許 可 取 消 年 月 日		
昭和 平成 令和	昭和 平成 令和	昭和 平成 令和	昭和 平成 令和	昭和 平成 令和	昭和 平成 令和		
事 務 所 又 は 事 業 所	フリガナ						
	名 称						
	フリガナ						
	所 在 地	(電話番号 )					
	営 業 の 開 始、 廃 止 等 の 年 月 日	開 始 年 月 日	廃 止 年 月 日	休 止 期 間			
	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで				
営 業 の 廃 止 及 び 休 止 の 理 由							
上記の事務所又は事業所の営業区域							
その他参考となるべき事項				異動年月日		令和 年 月 日	
				報告者 氏 名			

第十六号の八様式(入力用)(用紙日本産業規格A4)(第八条の十関係)

		事業者コード										処理区分
N1												
S1												

N2		R		R		R		R		R		R	
N3													
S2													
N4													
S3													

N5	R		R		R		R	
----	---	--	---	--	---	--	---	--

N6	R		
----	---	--	--

## 第16号の8 様式記載要領

- 1 この報告書は、法第74条の16第1項又は第2項の規定により営業の開廃等の報告をする場合に使用すること。
- 2 この報告書は、事務所又は事業所ごとに作成して提出すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 5 「登録年月日」及び「許可年月日」の欄では、昭和、平成、令和のいずれかを丸印で囲むこと。
- 6 「上記の事務所又は事業所の営業区域」の欄は、営業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る都道府県名を記載すること。
- 7 法第74条の16第2項の規定により異動の報告をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」の欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

（平元省令14・全改）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div> 令和 年 月 日  知 事 殿	※ 処 理 事 項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
	送 信 年 月 日	申 告 年 月 日				
	通 信 日 付 印	確 認 印				
個人番号又は法人番号						(右詰で記載)
登録特別徴収義務者の登録番号及び氏名又は名称	第 号					
登録特別徴収義務者の住所又は所在地						
この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号						(電話 )
令和 年 月 分軽油引取税納入申告書						
月中における引渡しに係る軽油の納入数量					(ア)	リットル
課税対象とならない数量	法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量				(イ)	.
	法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量				(ウ)	.
	法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量				(エ)	.
	免税証による軽油の納入数量				(オ)	.
	合衆国軍隊等への軽油の納入数量				(カ)	.
	小 計 (イ) + (ウ) + (エ) + (オ) + (カ)				(キ)	.
差 引 計 (ア) - (キ)				(ク)	.	
欠 減 量 (ク) × $\frac{1}{100} \left(\frac{0.3}{100}\right)$				(ケ)	.	
再 差 引 計 (ク) - (ケ)				(コ)	.	
この申告によって納入すべき軽油引取税額					円 × (コ)	円
申告期限	年 月 日				添付書類	(イ)、(ウ)、(エ)及び(カ)の数量を証する書面並びに(オ)の数量に対応する免税証
納入予定日	年 月 日					

添付免税証  
 枚 ( リットル分)

1		7		17		22 23		28 30		43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号				
161000					00					

44						49
----	--	--	--	--	--	----

24										
26										

28		30							43
01								.	
02								.	
03								.	
04								.	
05								.	
06								.	
07								.	
08								.	
09								.	
10								.	
11								.	
28		30							41

28		30		32		34	
12							
36		38		40		41	

第16号の10様式記載要領

- 1 この申告書は、引渡しに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、登録特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「月中における引渡しに係る軽油の納入数量(ア)」欄は、当該申告すべき月の前月において現実の納入を伴う軽油の引渡しを行った数量を記載すること。
- 5 「法第144条の2の規定によって除外される軽油の数量(イ)」欄は、当該申告すべき月の前月において元売業者が他の元売業者及び特約業者に現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 6 「法第144条の5第1号の規定によって課税免除される軽油の数量(ウ)」欄は、当該申告すべき月の前月において輸出として現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 7 「法第144条の5第2号の規定によって課税免除される軽油の数量(エ)」欄は、課税済の軽油に係る現実の納入を伴う引渡しを行った数量を記載すること。
- 8 課税対象とならない数量については、必ず、これらの数量を証する書面及び免税証を添付すること。

# 軽油引取税納付申告書

(令和 年 月 日 ~ 月 日分)

受付印

令和 年 月 日

殿

※  
処理  
事項

事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
発信年月日	通信日付印	確認印	申告年月日	

個人番号又は法人番号					(右詰で記載)
納税者の氏名又は名称					この申告に应答する係及び氏名並びに電話番号 (電話 )
納税者の住所又は所在地					

令和 年 月分

課税の区分	数 量				課税の区分	数 量						
(ア) 特約業者又は元売業者が燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した燃料炭化水素油の数量	①			リットル	(オ) 特別徴収義務者が軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	⑬			リットル	
	控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	②				⑬のうち免税用途に供した軽油の数量(免税用途：用)	⑭				
	控除分	①のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	③				⑭-⑯のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑮				
	差引計	①-②-③	(ア)				⑭-⑯のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑰				
(イ) 石油製品販売業者が、軽油に軽油以外の炭化水素油を混和し若しくは軽油以外の炭化水素油と軽油以外の炭化水素油を混和して製造された軽油を販売した場合又は燃料炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として販売した場合	販売した軽油又は燃料炭化水素油の数量	④				(カ) 免税軽油の引取りを行った者が他の者にその軽油を譲渡した場合	譲渡した軽油の数量	⑲	(カ)			
	控除分	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑤			(キ) 免税軽油の引取りを行った者が免税用途以外の用途に供するためその軽油を自ら消費した場合	消費した軽油の数量	⑳	(キ)			
	控除分	④のうち製造の承認を受けた軽油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑥			(ク) 特別徴収義務者以外の者が軽油を製造してその軽油を自ら消費し又は他の者に譲渡した場合	消費又は譲渡した軽油の数量	㉑				
	控除分	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑦				控除分	㉑のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	㉒			
控除分	④のうち譲渡の承認を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑧			㉑のうち既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	㉓						
差引計	④-⑤-⑥-⑦-⑧	(イ)			差引計	㉒-㉓-㉔	(ク)					
(ウ) 自動車の保有者が炭化水素油を自動車の内燃機関の燃料として消費した場合(道路を運行したに限る。)	消費した炭化水素油の数量	⑨				(ケ) 特別徴収義務者以外の者が軽油を輸入した場合	輸入した軽油の数量	㉕	(ケ)			
	控除分	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑩			合計	(ア)+(イ)+(ウ)+(エ)+(オ)+(カ)+(キ)+(ク)+(ケ)	㉖				
	控除分	⑨のうち消費の承認を受け又は自動車用炭化水素油譲渡証の交付を受けた燃料炭化水素油に含まれている既に揮発油税が課され又は課されるべき揮発油の数量	⑪			納付すべき軽油引取税額	円×㉖					
差引計	⑨-⑩-⑪	(ウ)										
(エ) 特別徴収義務者がその特別徴収の義務が消滅した時に軽油を所有していた場合(引渡しを行った軽油につき、現実の納入が行われていない場合を含む。)	所有に係る軽油の数量	⑫										
	控除分	⑫のうち既に軽油引取税が課され又は課されるべき軽油の数量	⑬									
	控除分	⑫のうち元売業者が納期限までに他の元売業者に引き渡した軽油の数量	⑭									
	控除分	⑫のうち特別徴収義務者として指定されている相続人又は合併後存続する法人等に承継された軽油の数量	⑮									
差引計	⑫-⑬-⑭-⑮	(エ)										

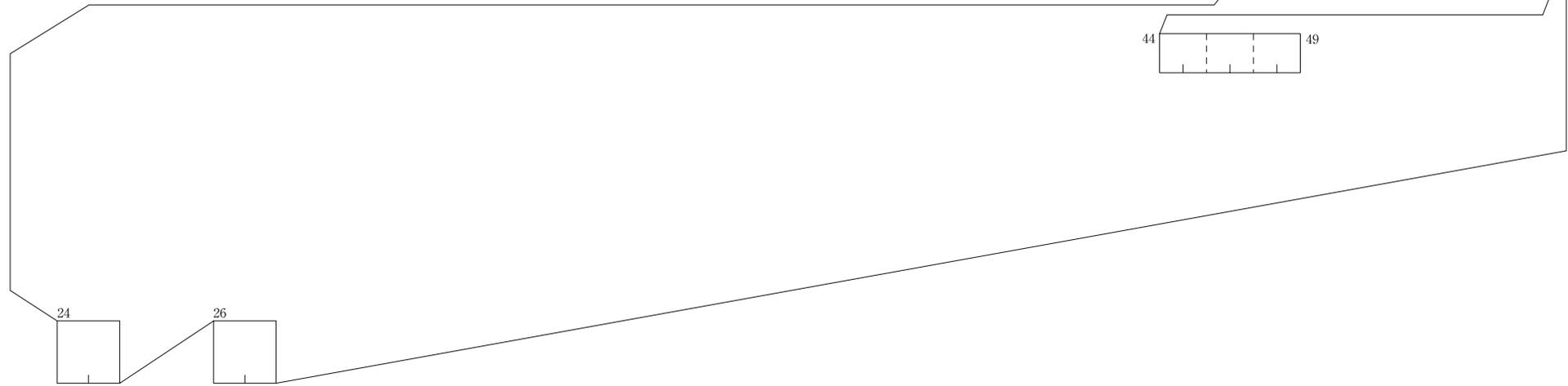
添付免税証  
枚( リットル分)

第十六号の十二様式(提出用)

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
161200				00			

44					49
----	--	--	--	--	----

第十六号の十二様式(入力用)



24	
----	--

26	
----	--

28	30	43
01		.
02		.
03		.
04		.
05		.
06		.
07		.
08		.
09		.
10		.
11		.
12		.
13		.
14		.
15		.
16		.
17		.
18		.
19		.

28	30	43	
20		.	
21		.	
22		.	
23		.	
24		.	
25		.	
26		.	
27		.	
28		.	
29		.	
30		.	
31		.	
32		.	
33	28	30	41

備考

- 1 ※印の欄は、記載しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 「課税の区分」欄に記載された事由のいずれかに該当する者は、地方税法第144条の18の規定によって、この申告書を下記によりそれぞれの提出期限までに申告し、当該税額を当該道府県知事に納付する義務があること。

課税の区分	申告者提出期限	納税地
(ア)	販売した月の翌月末日	特約業者又は元売業者の事業所所在地
(イ)	販売した月の翌月末日	石油製品販売業者の事業所所在地
(ウ)	消費した月の翌月末日	自動車の主たる定置場所在地
(エ)	特別徴収の義務が消滅した月の翌月末日	所有者の事務所又は事業所で当該軽油を直接管理するものの所在地
(オ)	消費した月の翌月末日	消費について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(カ)	譲渡した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(キ)	消費した日から30日以内	免税証を交付した道府県
(ク)	消費又は譲渡した月の翌月末日	消費又は譲渡について直接関係を有する事務所又は事業所所在地
(ケ)	輸入の時	輸入について直接関係を有する事務所又は事業所所在地

- 4 「課税の区分」欄のうち、(カ)欄又は(キ)欄に該当する者は、下記の事項を記載した書面を添付すること。
  - (1)、(カ)欄に該当する者……譲渡年月日
  - (2)、(キ)欄に該当する者……消費年月日
- 5 「課税の区分」欄のうち、該当しない欄については、その「数量」欄に斜線を引いておくこと。
- 6 「数量」欄のうち、「控除分」欄に記載した軽油等の数量については、必ず、製造等承認証、自動車用炭化水素油譲渡証等それらの数量を証する書面若しくはその写し又は免税証を添付すること。

表

軽油引取税免税証

リットル

交付印

販売業者  
の所在地

氏名又は  
名称

第十六号の十三様式(第八条の二十八関係)  
縦 六十六・五ミリメートル  
横 百十五・〇ミリメートル

地紋 幾何学的精密彫刻機によるもの

刷色 菜種色

裏

販売業者の氏名又は名称 \_\_\_\_\_

上記販売業者から免税軽油の引取りを行いました。

令和 年 月 日

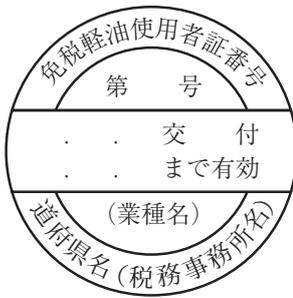
住 所

業種名及び氏名

注意

- 1 免税証に交付印のないものは無効です。
- 2 免税証を他人に譲り渡した場合には罰せられます。
- 3 免税軽油を他人に譲り渡す場合は、あらかじめ知事に届け出て承認を受けてください。承認を受けずに譲り渡した場合には罰せられます。

- 備考
- 1 道府県は、10,000リットル、5,000リットル、1,000リットル、500リットル、200リットル、100リットル、50リットル、20リットル、18リットル、10リットル、5リットル及び1リットルの免税証を作成することができる。
  - 2 1,000リットル以上の所要数量については、この様式により複写2連式の免税証を作成することができる。
  - 3 免税証の交付に当たっては、一連の番号を付すこと。
  - 4 法第144条の6又は法附則第12条の2の7第1項各号の免税軽油の引取りの別に次の様式の交付印を押印すること。



なお、「(業種名)」の欄には、次の業種区分により略称を記載すること。

業 種	略 称
法第144条の6に掲げるもの	石油化学製品製造業 石化

業 種	略 称
法附則第12条の2の7第1項第1号に掲げるもの	漁 船 漁 船 以 外 の 船 舶 漁 船
法附則第12条の2の7第1項第2号に掲げるもの	自 衛 隊 自
法附則第12条の2の7第1項第3号に掲げるもの	鉄道用車両・軌道用車両 軌
法附則第12条の2の7第1項第4号に掲げるもの	農 業 等 林 業 等 農 林
法附則第12条の2の7第1項第5号に掲げるもの	セメント製品製造業 生コンクリート製造業 鉱物の掘採事業 とび・土工工事業 鉱さいバラス製造業 港湾運送業 倉庫業 貨物利用運送事業等 航空運送サービス業 廃棄物処理事業 木材加工業 木材市場業 堆肥製造業 索道事業 セ 生 鉱 と バ 港 倉 貨 空 廃 木加 木市 肥 索

還付 軽油引取税の納義務の免除申請書				※ 処理 事項		
令和 年 月 日  知事 殿	※ 処理 事項	発 信 年 月 日				
		通 信 日 付 印		確 認 印		
個人番号又は法人番号 特別徴収義務者の住所 及び氏名（法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名）	〒 _____ (電話) _____					
軽油の納入地	〒 _____ (電話) _____		この申請に 応答する 係及び氏名		(電話) _____	
課税標準となる軽油の 総量	リットル		還付又は納義務の 免除を受けようとする 額の総額		円	
区 分	年 月分	年 月分	年 月分	年 月分		
還付又は納義務の免 除の別						
引き渡した軽油の金額 (ア)	円	円	円	円		
(ア)のうち既に受け取 った金額	円	円	円	円		
課税標準となる軽油の 数量 (イ)	リットル	リットル	リットル	リットル		
納 入 す べ き 税 額 (イ)×税率 (ウ)	円	円	円	円		
(ウ)のうち既に納入し た税額 納 入 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日	円 年 月 日		
還付又は納義務の免 除を受けようとする額	円	円	円	円		
軽油の引取者の住所及 び氏名（法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名）						
還付又は納義務の免 除を受けようとする理 由						
その他参考となる事由						



#### 第 16 号の 14 様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第 144 条の 30 第 1 項の規定の適用を受けようとする場合に特別徴収義務者からの引取りに係る軽油の納入地所在の道府県ごとにその道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、特別徴収義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「課税標準となる軽油の総量」及び「課税標準となる軽油の数量(ℓ)」の欄は、法第 144 条の 14 第 3 項の欠減量を控除後の数量を記載すること。
- 5 「その他参考となる事由」の欄は、販売契約の解除により軽油が返還された場合、引き渡した軽油が免税証の交付を受けている者によって免税用途に供された場合、徴収猶予を受けている場合等に記載すること。
- 6 この申請書には、軽油引取税の還付又は納入義務の免除を受けようとする理由を証する書類を添付すること。

## 免税軽油譲渡届出書

令和 年 月 日

知事 殿

申請者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	氏名又は名称	
	免税軽油使用者証の番号	道府県第 号
譲渡する数量		リットル
免税軽油を譲り受ける者	住所又は事務所若しくは事業所所在地	
	氏名又は名称	
譲渡をする日又は予定日		令和 年 月 日

上記のとおり、免税軽油の譲渡をしたいので承認を受けたく届出いたします。

免税軽油譲渡承認書

(申請者の氏名又は名称) \_\_\_\_\_ の

免税軽油 \_\_\_\_\_ リットルにつき

(譲受人) \_\_\_\_\_ に譲渡を

することを承認いたします。

令和 年 月 日

道府県第 号

知事 印

第十六号の十六様式

※ 処理事項	審査	交付			証の番号
					第 号
	年 月 日 まで有効				
受付印	令和 年 月 日 知事 殿				免税軽油使用者証交付申請書（その1）
個人番号又は法人番号					
住所又は事務所若しくは 事業所所在地					
業 種					
氏 名 又 は 名 称					
この申請に应答する係及 び氏名並びに電話番号	(電話 )				
機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細	所 在 地				
	名 称	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称				
	型 式				
	軸 馬 力				
	燃 焼 方 式				
	台 数				
用 途					
年 間 見 込 所 要 数 量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計	リットル				

第 16 号の 16 様式記載要領

- この申請書は、地方税法第 144 条の 21 第 2 項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする道府県知事に 1 通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- この申請に应答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書（その 2）」は、申請者の機械の台数に応じ使用する。

免税軽油使用者証交付申請書（その2）

第十六号の十六様式

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル

第十六号の十六の様式

		※処理事項				
		審査	交付			証の番号
						第 号
		年 月 日 まで有効				
<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">             受付印           </div> 令和 年 月 日 知事 殿		免税軽油使用者証交付申請書 (その1)				
住所又は事務所若しくは事業所所在地						
業 種						
氏 名 又 は 名 称						
この申請に应答する係及び氏名並びに電話番号		(電話 )				
機械、車両又は設備の明細	所 在 地					
	名 称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型 式					
	軸 馬 力					
	燃 焼 方 式					
	台 数					
用 途						
年 間 見 込 所 要 数 量		リットル	リットル	リットル	リットル	リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計		リットル				

免税軽油使用者証交付申請書（その2）

第十六号の十六の二様式

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	

機械、車両又は設備の明細	所在地					
	名称	No.	No.	No.	No.	No.
	所有者の氏名又は名称					
	型式					
	軸馬力					
	燃焼方式					
	台数					
用途						
年間見込所要数量	リットル	リットル	リットル	リットル	リットル	

第16号の16の2様式記載要領

- この申請書は、地方税法附則第12条の2の7第2項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
- 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、これを証する書面を添付すること。
- 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 「免税軽油使用者証交付申請書（その2）」は、申請者の機械の台数に応じ使用する。

※処理事項	審査	交付			証の番号
					第 号
	年 月 日 まで有効				

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日 知事 殿	免税軽油使用者証共同交付申請書							
代表者の個人番号 又は法人番号	代表者の住所又は事務所若しくは 事業所所在地	業 種	代表者の氏名又は名称	この申請に回答する係及び氏名並びに電話番号					
				(電話 )					
免税軽油使用者		機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細						用 途	年間見込 所要数量
住所又は事務所若しくは 事業所所在地	氏名又は名称	所在地	名 称	型 式	軸馬力	燃焼方式	台 数		
			No.						リットル
			No.						リットル
			No.						リットル
			No.						リットル
			No.						リットル
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計									リットル

#### 第16号の17様式記載要領

- 1 この申請書は、新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に1通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「代表者の個人番号又は法人番号」欄には、代表者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「代表者の個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
- 5 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
- 6 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称」欄に（ ）書するとともに、これを証する書面を添付すること。
- 7 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。

備考 「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別葉として増やすことができる。

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>		令和    年    月    日				知 事 殿				免 税 軽 油 使 用 者 証 共 同 交 付 申 請 書			
		代表者の住所又は事務所若しくは事業所所在地		業 種		代表者の氏名又は名称		この申請に回答する係及び氏名並びに電話番号					
								(電話                    )					
免 税 軽 油 使 用 者		機 械 、 車 両 又 は 設 備 の 明 細								用 途		年 間 見 込 所 要 数 量	
住所又は事務所若しくは事業所所在地		氏名又は名称		所在地	名 称	型 式	軸馬力	燃 焼 方 式	台 数				
					No.						リットル		
					No.						リットル		
					No.						リットル		
					No.						リットル		
					No.						リットル		
年 間 見 込 所 要 数 量 合 計										リットル			

※ 処 理 事 項	審査	交付			証の番号
					第 号
	年    月    日    まで有効				

第 16 号の 17 の 2 様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法附則第 12 条の 2 の 7 第 2 項の規定により新たに免税軽油使用者証の交付を申請する場合において、代表者が交付を受けようとする道府県知事に 1 通提出すること。
  - 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
  - 3 この申請に応答する係については、機械、車両又は設備について詳細に説明できる者を記載すること。
  - 4 機械、車両又は設備の明細については、詳細に記載すること。
  - 5 免税証の交付を申請する者が他の者の所有に係る機械、車両又は設備を使用している場合においては、機械、車両又は設備の所有者の氏名又は名称を「氏名又は名称」欄に（ ）書するとともに、これを証する書面を添付すること。
  - 6 「型式」欄には、製作所名及び機械、車両又は設備の通常称されている型の名称を記載すること。
- 備 考 「免税軽油使用者」及び「機械、車両又は設備の明細」の欄は、必要に応じ別葉として増やすことができる。

誓 約 書

私  
は地方税法施行令第43条の15第15項第1号から第4号までの  
私 共

いずれにも該当しない者であることを誓約します。

令和 年 月 日

知 事 殿

氏名又は名称

備 考

二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受ける場合  
にあつては、免税軽油使用者全員がその氏名又は名称を記載すること。

	※処 理 事 項	審 査	承 認	交 付	
			リットル		
令和 年	(受付印)	免税軽油の使用に係る 事務所又は事業所所在地			
月 日		業 種			
知事殿		免税軽油使用者証の 番号及び氏名(名称)		道 府 県 第 号	
		この申請に回答する係 及び氏名並びに電話番号		(電話 )	
免税証交付申請書					
機械、車両又は 設備名(番号)	No. No.	No. No.	No. No.	No. No.	
所要数量合計	リットル	所要数量計算期間	年 月 日から 年 月 日まで		
希望する販売業者名及び所在地		免税証の種類	枚数	数 量	※処理事項
		リットル券		リットル	
		計			
参	前回交付を受けた免税証		前回交付を受けた免税証 のうち使用量		(ア)-(イ)
	計 算 期 間	数 量(ア)	期 間	数 量(イ)	
考	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	年 月 日から 年 月 日まで	リットル	リットル
	前回交付を受けた免税証に記載された販売業者以外の販売業者から免税軽油の引取りを行った場合の販売業者の氏名又は名称				数 量
					リットル

第 16 号の 21 様式記載要領

- 1 この申請書は継続して免税証の交付を受けようとする場合において、交付を受けようとする道府県知事に免税軽油使用者証を提示して一通提出すること。
- 2 「※処理事項」欄は、申請者において記載することを要しないこと。
- 3 「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。なお、共同申請の場合には第 16 号の 22 様式の記載のみをもって足りるものであること。
- 4 所要数量の計算の基礎については、最近の実績、生産量、稼働日数、稼働時間等により明細に記載した計算書(第 16 号の 22 様式の「共同申請明細書」を提出する場合は各個人ごとの計算書)を必ず添付すること。



免税証交付申請先届出書

受付印

第十六号の二十三様式

免税軽油の使用に係る事務所又は事業所所在地			
業 種			
氏名又は名称			
主たる事務所又は事業所所在地			
免税軽油の使用に係る事務所又は事業所を管理する事務所又は事業所所在地			
機 械、車 両 又は設備の名称	機 械、車 両 又 は 設 備 の 所 在 地	機 械、車 両 又 は 設 備 を 管 理 す る 事 務 所 又 は 事 業 所 所 在 地	免税証の交付を申請する道府県
<p>免税証の交付申請について、今後上記道府県に申請することといたしますので届出いたします。</p> <p>令和 年 月 日</p> <p>氏名(名称)</p> <p>知 事 殿</p>			

# 元売業者指定申請書

第十六号の二十五様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: inline-block; margin-right: 10px;">受付印</div> 令和 年 月 日 総務大臣 殿		※ 処 理 項										
申 請 者	法人番号											
	氏名又は名称											
	住所又は所在地	(電話 )										
法第144条の7 第1項の区分		第1号該当・第2号該当・第3号該当										
第1号該当の場合		石油の備蓄の確保等に関する法律第26条第1項の届出の年月日	年 月 日									
		前3年の軽油の平均年間製造量						キロリットル				
		前年の軽油の製造量						キロリットル				
第2号該当の場合		石油の備蓄の確保等に関する法律第16条の登録の年月日	年 月 日									
		前3年の軽油の平均年間輸入量						キロリットル				
第3号該当の場合		前3年の軽油の平均年間販売量						キロリットル				
		系列販売業者の数				所在道府県数						
①法第144条の7第2項の規定による取消しを受けたことの有無（有・無） （あるときは、取消しの年月日） _____												
②法第144条の7第2項の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無（有・無） （あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日） _____												
③国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無（有・無） （あるときは、滞納処分の年月日） _____												
④国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法（とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。）若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無（有・無） （あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日） _____												
法人の役員について、①から④までのいずれかに該当することの有無（有・無） （あるときは、該当する事項（①・②・③・④）、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名） _____												
上記のとおり地方税法第144条の7第1項の規定による元売業者の指定を受けたいので、申請します。												
備 考												

第16号の25様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第144条の7第1項の規定による元売業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 申請者が法人である場合には、「法人番号」欄に申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 「前3年の軽油の平均年間販売量」欄は、前3年における他の元売業者以外の者に対する軽油の年間の販売量（現実の納入を伴う販売に係るものに限る。）の平均を記載すること。

令和 年 月 日

殿

申請者の住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあっては代表者の氏名

誓 約 書

第43条の7第2号イからホまで  
私は地方税法施行令 第43条の9各号 のいずれにも該当しない者

であることを誓約します。

令和 年 月 日

殿

申請者の住所又は所在地

氏名又は名称

法人にあつては代表者の氏名

誓 約 書

私は地方税法を遵守し、法が定める義務を忠実に履行するとともに、軽油引取税の

元売業者

仮特約業者として誠実に事業を行うことを誓約します。

特約業者

# 仮特約業者指定申請書

第十六号の二十八様式

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; margin: 0 auto; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日 知事 殿	※ 処 理 項	
申 請 者	個人番号又は 法人番号		
	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話 )	
継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の氏名又は名称			
破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者に該当することの有無 (有・無)			
①法第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____			
②法第 144 条の 9 第 3 項、第 5 項本文又は第 6 項後段の規定による取消しを受けたことの有無 (有・無) (あるときは、取消しの年月日) _____			
③法第 144 条の 8 第 3 項の規定による取消しを受けた者又は第 144 条の 9 第 3 項、第 5 項本文若しくは第 6 項後段の規定による取消しを受けた者が法人である場合に、その取消しの原因となった事実があった日1年以内に当該法人の役員であった者に該当することの有無 (有・無) (あるときは、当該法人の名称及び取消しの年月日) _____			
④国税又は地方税の滞納処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、滞納処分の年月日) _____			
⑤国税若しくは地方税に関する法令の規定により罰金以上の刑に処せられ、又は国税通則法、関税法 (とん税法及び特別とん税法において準用する場合を含む。)若しくは地方税法の規定により通告処分を受けたことの有無 (有・無) (あるときは、刑及びその刑の確定の年月日又は処分及びその処分の履行の年月日) _____			
法人の役員について、①から⑤までのいずれかに該当することの有無 (有・無) (あるときは、該当する事項 (①・②・③・④・⑤)、その事項に係る処分等の年月日及びその役員の氏名) _____			
上記のとおり地方税法第 144 条の 8 第 1 項の規定による仮特約業者の指定を受けたいので、申請します。			
備 考			

第16号の28様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第144条の8第1項の規定による仮特約業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。



第16号の29様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第144条の9第1項の規定による特約業者の指定を受けようとする場合に、その主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 継続的に軽油の供給を受ける販売契約を締結している元売業者の保証がある場合には、その保証を証する文書を添付すること。
- 5 「前年の軽油の販売量」欄は、現実の納入を伴う販売に係る販売量を記載すること。

受付印

表

第十六号の三十様式

令和 年 月 日  知事殿	免税軽油使用者の住所又は事務所若しくは事業所所在地				
	免税軽油使用者の氏名又は名称				
	業 種				
	免税軽油使用者証の番号		道府県第		号
	この報告に回答する係及び氏名並びに電話番号		(電話 )		
免税軽油の引取り等に係る報告書					
報告対象期間		令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで			
免税軽油の引取りに関する事実及びその数量 (引取りの事実 有・無)		免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称	免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項		
引取年月日	引取数量(ア) リットル		種 類	枚 数	免税証の記号及び番号
[ ]		[ ]	リットル券		～
[ ]		[ ]			～
[ ]		[ ]			～
[ ]		[ ]			～
[ ]		[ ]			～
[ ]		[ ]			～
[ ]		[ ]			～
[ ]		[ ]			～
[ ]		[ ]			～
[ ]		[ ]			～
報告対象期間の初日の前日における免税軽油の保有数量			(イ)	リットル	
報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計			(ウ)	リットル	
報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計			(エ)	リットル	
報告対象期間における減失等による免税軽油の欠減量			(オ)	リットル	
報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量			(イ)+(ウ)-(エ)-(オ)	(カ)	リットル

裏

免税軽油の使用に関する事実及びその数量(使用の事実 有・無)	機械、車両又は設備名(番号)	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量(キ)	稼働日数	稼働時間
	No.		リットル	日	時間
	No.				
合 計					
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	リットル券	枚	リットル券	枚	

第 16 号の 30 様式記載要項

- この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）第144条の 27 第 1 項の規定により報告書を提出する場合に使用し、毎月末日までに（法第144条の 27 第 2 項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に 1 通提出すること。
- 法第144条の 21 第 2 項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量(イ)」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量(カ)」欄の数量と一致するものであること。
- 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計(ウ)」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量(ア)」欄の合計数量を記載すること。
- 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計(エ)」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名(番号)」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量(キ)」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- この報告書には、免税軽油の引取日、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

備 考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」及び「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別葉として増やすことができる。



裏

その数量（使用の事実有・無） 免税軽油の使用に関する事実及び	機械、車両又は設備名（番号）	左記の機械、車両又は設備の使用地	免税軽油の使用数量（㌔）	稼働日数	稼働時間
	No.		㌔	日	時間
	No.				
合 計					
法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量（譲渡の事実 有・無） (C)		㌔			
法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量（譲渡の事実 有・無）		譲渡した数量 (D)	譲渡年月日	譲渡先の名称	
		㌔			
合 計					
報告対象期間の末日における免税証の保有状況	種 類	枚 数	種 類	枚 数	
	㌔券	枚	㌔券	枚	

## 第16号の30の2様式記載要領

- 1 この報告書は、免税軽油使用者証の交付を受けた者が地方税法（以下「法」という。）附則第12条の2の7第5項又は第6項に規定する譲渡を行い、法第144条の27第1項の規定により報告書を提出する場合に使用し、法附則第12条の2の7第5項又は第6項に規定する譲渡を行った翌月末日までに（法第144条の27第2項の規定により異なる提出期限が定められている場合には、当該期限までに）、当該免税軽油使用者証を交付した道府県知事に1通提出すること。
- 2 法第144条の21第2項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合には、それぞれの免税軽油使用者ごとに報告書を作成すること。
- 3 「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中の「引取年月日」欄には免税軽油の現実の納入を受けた年月日を記載すること。なお、免税証の提出日が免税軽油の納入を受けた日と異なる場合は当該提出日を括弧内に記載すること。
- 4 「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」欄には、免税軽油使用者が実際に免税軽油の引取りを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を記載すること。なお、免税証に記載された販売業者と異なる販売業者から免税軽油の引取りを行った場合には当該免税証に記載された販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称を括弧内に記載すること。
- 5 「報告対象期間内の初日の前日における免税軽油の保有数量（イ）」欄の数量は、前回提出した免税軽油の引取り等に係る報告書の「報告対象期間の末日における免税軽油の保有数量（カ）」欄の数量と一致するものであること。
- 6 「報告対象期間に引取りを行った免税軽油の数量の合計（ウ）」欄には、「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」欄中「引取数量（ア）」欄の合計数量を記載すること。
- 7 「報告対象期間に使用した免税軽油の数量の合計（エ）」欄の数量は、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 8 「報告対象期間に法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計（A）」欄の数量は、「法附則第12条の2の7第5項に規定する譲渡に関する事実及びその数量（C）」欄の数量と一致するものであること。
- 9 「報告対象期間に法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った免税軽油の数量の合計（B）」欄の数量は、「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡した数量（D）」の「合計」欄の数量と一致するものであること。
- 10 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「機械、車両又は設備名（番号）」欄には、免税軽油使用者証に記載された機械、車両又は設備名の番号のみを記載すること。
- 11 「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」欄中「免税軽油の使用数量（キ）」欄には、機械、車両又は設備に装着された計量器等によって把握される実際の軽油の使用数量（消費数量）を記載すること。ただし、使用数量の把握が困難な場合にあっては、当該機械、車両又は設備への給油数量をもってその使用数量として差し支えないものであること。
- 12 「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」欄中「譲渡先の名称」欄には、譲渡を行った相手方の締約国の軍隊の名称を記載すること。
- 13 「報告対象期間の末日における免税証の保有状況」欄には、報告対象期間の末日において有する免税証の種類及び枚数を記載すること。
- 14 この報告書には、免税軽油の引取り、引取数量及び当該免税軽油の引渡しを行った販売業者の氏名又は名称を証するに足りる書類、法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡を行った数量及び当該譲渡を行った相手方の締約国の軍隊の名称を証するに足りる書類並びに道府県知事が特に必要と認める書類を必ず添付すること。

## 備考

「免税軽油の引取りに関する事実及びその数量」、「免税軽油の引渡しを行った販売業者の事務所又は事業所所在地及び氏名又は名称」、「免税軽油の引取りに際して販売業者に提出した免税証に関する事項」、「免税軽油の使用に関する事実及びその数量」及び「法附則第12条の2の7第6項に規定する譲渡に関する事実及びその数量」の欄は必要に応じ別業として増やすことができる。

(その1)

# 製造承認申請書

第十六号の三十一様式

受付印

令和 年 月 日

※  
処  
理  
項  
目

知事 殿

区 分

元・特・販・製・自

申請者	個人番号又は法人番号													
	氏名又は名称													
	住所又は所在地	(電話 )												
委託を受けている者	氏名又は名称													
	住所又は所在地	(電話 )												

下記のとおり地方税法第144条の32第1項第1号又は第2号の規定による承認を受けたいので、申請します。

製造を行う年月日	令和 年 月 日												
製造を行う場所													
製造に使用する 炭化水素油 その他の原材料	性 状	数 量											
炭化水素油の製造方法													
仕入先	氏名又は名称												
	住所又は所在地												
仕入数量													
製造する 炭化水素油	性 状	数 量											
		リットル											
製造する 炭化水素油の用途													
製造する炭化水素油 の貯蔵場所													
譲渡先	氏名又は名称												
	住所又は所在地												
譲渡又は消費の 予定年月日	令和 年 月 日												

(その2)

# 製造承認証

第十六号の三十一様式

		※ 処 理 項 目		
		区 分	元・特・販・製・自	
申請者	氏名又は名称			
	住所又は所在地	(電話 )		
委託を受ける者	氏名又は名称			
	住所又は所在地	(電話 )		
製造を行う年月日		令和 年 月 日		
製造を行う場所				
製造に使用する 炭化水素油 その他の原材料		性 状	数 量	
炭化水素油の製造方法				
仕入先	氏名又は名称			
	住所又は所在地			
仕入数量				
製造する 炭化水素油		性 状	数 量	
			リットル	
製造する 炭化水素油の用途				
製造する炭化水素油 の貯蔵場所				
譲渡先	氏名又は名称			
	住所又は所在地			
譲渡又は消費の 予定年月日		令和 年 月 日		
		承認番号 令和 年 月 日		
		知事名 _____ 印		
地方税法第144条の32第2項の規定により、上記の申請のとおり承認します。				

#### 第 16 号の 31 様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第 144 条の 32 第 1 項第 1 号又は第 2 号の規定による承認を受けようとする場合に製造を行う場所の所在する道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造者等にあつては「製」、自動車の保有者にあつては「自」を丸印で囲むこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 5 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料（薬品を含む。）の名称を記載すること。
- 6 「譲渡先」欄は、製造する炭化水素油を譲渡する場合にその譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。

(その1)

燃料炭化水素油譲渡承認申請書

第十六号の三十二様式

受付印	令和 年 月 日	※ 処 理 事 項	
	知事 殿	区 分	元・特・販・製・自
申 請 者	個人番号又は法人番号		
	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話 )	
下記のとおり地方税法第144条の32第1項第3号の規定による承認を受けたいので、申請します。			
譲渡を行う年月日	令和 年 月 日		
譲渡を行う場所			
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量	リットル		
譲 渡 先	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
	自動車登録番号		

(その2)

燃料炭化水素油譲渡承認証

第十六号の三十二様式

		※ 処 理 事 項	
		区 分	元・特・販・製・自
申 請 者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話 )	
譲渡を行う年月日		令和 年 月 日	
譲渡を行う場所			
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量		リットル	
譲 渡 先	氏名又は名称		
	住所又は所在地		
	自動車登録番号		
		承認番号 令和 年 月 日	
		知事名 _____	印
地方税法第 144 条の 32 第 2 項の規定により、上記の申請のとおり承認します。			

## 第 16 号の 32 様式記載要領

- 1 この申請書は、地方税法第 144 条の 32 第 1 項第 3 号の規定による承認を受けようとする場合に当該譲渡を行う場所の所在する道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造者等にあつては「製」、自動車の保有者にあつては「自」を丸印で囲むこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 5 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。
- 6 「譲渡先」欄は、その譲渡を受ける者の氏名又は名称及び住所又は所在地並びに譲渡に係る自動車の自動車登録番号を記載すること。

(その1)

燃料炭化水素油消費承認申請書

第十六号の三十三様式

受付印	令和 年 月 日	※ 処 理 項	
	知事 殿		
申 請 書	個人番号又は法人番号		
	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話 )	
下記のとおり地方税法第144条の32第1項第4号の規定による承認を受けたいので、申請します。			
消費を行う年月日	令和 年 月 日 から	令和 年 月 日	まで
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量	リットル		
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 自動車登録番号			
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 主たる定置場			
譲渡を受けた年月日	令和 年 月 日		
譲渡を行った者の 氏名又は名称			

(その2)

燃料炭化水素油消費承認証

第十六号の三十三様式

		※ 処 理 事 項	
申 請 者	氏名又は名称		
	住所又は所在地	(電話 )	
消費を行う年月日		令和 年 月 日 から	
		令和 年 月 日 まで	
燃料炭化水素油の 性 状			
燃料炭化水素油の 数 量		リットル	
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 自動車登録番号			
燃料炭化水素油を 消費する自動車の 主たる定置場			
譲渡を受けた年月日		令和 年 月 日	
譲渡を行った者の 氏名又は名称			
		承認番号 令和 年 月 日	
		知事名 _____	印
地方税法第144条の32第2項の規定により、上記の申請のとおり承認します。			

#### 第 16 号の 33 様式記載要領

- 1 この申請書は、自動車の所有者が地方税法第 144 条の 32 第 1 項第 4 号の規定による承認を受けようとする場合に当該自動車の主たる定置場所在地の道府県知事に 1 通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申請者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 5 項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第 15 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を 1 文字空けて記載すること。
- 4 「燃料炭化水素油の性状」欄は、石油製品の種別を記載すること。
- 5 「譲渡を受けた年月日」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を受けた年月日を記載すること。
- 6 「譲渡を行った者の氏名又は名称」欄は、消費に係る燃料炭化水素油を他の者から譲渡を受けた場合に、当該譲渡を行った者の氏名又は名称を記載すること。

# 事業の開廃等の届出書

第十六号の三十五様式（提出用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; padding: 5px; display: inline-block;">受付印</div>	令和 年 月 日				※ 処理 事項	事業者コード	事務所コード	役  務	予  備	整理番号		
						異動年月日						
	殿					区  分	元・特・販・製					
元売業者、特 約業者、石油 製品販売業者 又は軽油製造 業者等	個人番号又は 法人番号									(右詰で記載)		
	フリガナ											
	氏  名 又は  名称											
	フリガナ											
	法人にあっては 代表者の氏名											
	フリガナ											
住  所 又は所在地										(電話)		
下記のとおり地方税法 第144条の34第1項 第144条の34第3項 の規定により届け出ます。												
事務所又は 事業所	フリガナ											
	名  称											
	フリガナ											
	所  在  地										(電話)	
事業の開始、 廃止又は休止 の年月日等	開  始  年  月  日					廃  止  年  月  日						
	令和 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日					令和 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日						
	休  止  期  間											
	令和 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日から					令和 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日まで						
事業の廃止又 は休止の理由												
上記の事務所又は事業所の営業区域												
その他参考となるべき事項												
					異  動  年  月  日	令和 <input style="width: 20px;" type="text"/> 年 <input style="width: 20px;" type="text"/> 月 <input style="width: 20px;" type="text"/> 日						



第16号の35様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法（以下「法」という。）第144条の34第1項又は第3項の規定により事業の開始、廃止若しくは休止又はその異動の届出をする場合に使用すること。
- 2 この届出書は、事務所又は事業所ごとに作成して、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）1通提出すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 6 「上記の事務所又は事業所の営業区域」欄は、事業の開始、廃止又は休止に係る事務所又は事業所の営業区域に係る道府県名を記載すること。
- 7 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

販売契約の締結等の届出書

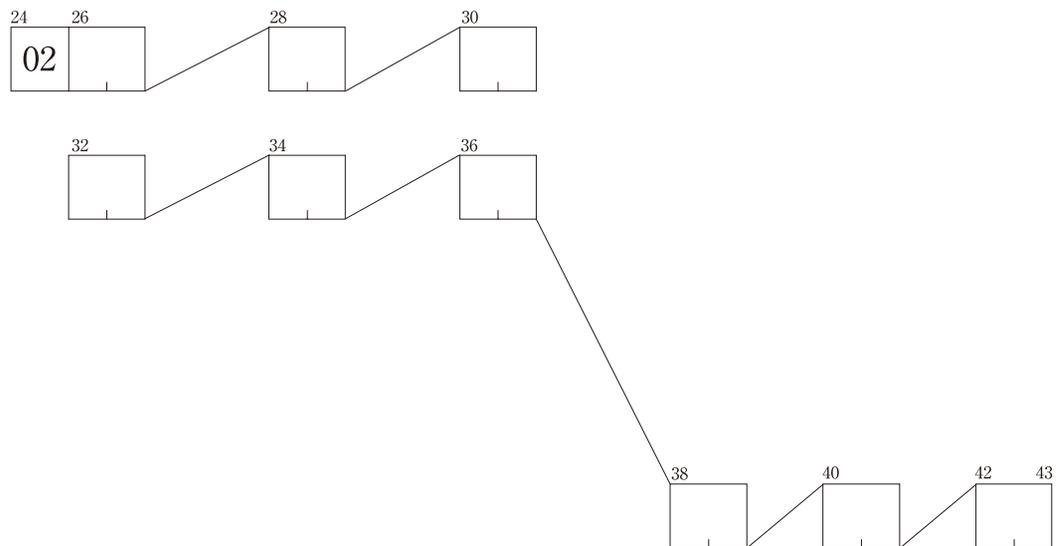
第十六号の三十六様式（提出用）

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日		※ 処理事項 事業者コード 事務所コード 役 予 備 整理番号 異動年月日		
	殿				
元売業者、特約業者、石油製品販売業者 又は軽油製造業者等	個人番号又は法人番号				(右詰で記載)
	フリガナ				
	氏名又は名称				
	フリガナ				
	法人にあっては代表者の氏名				
	フリガナ				
住所又は所在地					(電話 )
第144条の34第2項 下記のとおり地方税法の規定により、届け出ます。 第144条の34第3項					
契約の相手方の区分	元・特・販・製				※
フリガナ					
契約の相手方の氏名又は名称					
フリガナ					
契約の相手方の住所又は所在地					
契約締結年月日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 契 約				
契約終了年月日	令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日 契 約 終 了				
その他参考となるべき事項    <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <span>異動年月日</span> <span>令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月 <input type="text"/> 日</span> </div>					

1	7	17	22	23	24	26	39
様式区分	事業者コード	事務所コード	役職区分	カード区分	予備	整理番号	
163600				00			

40				45	
46	1	1	1	1	49
	元	特	販	製	

24	26					29	30	39
01	1	1	1	1				
	元	特	販	製				



第16号の36様式記載要領

- 1 この届出書は、地方税法（以下「法」という。）第144条の34第2項又は第3項の規定による販売契約の締結若しくは終了又はその異動の届出をする場合に使用すること。
- 2 この届出書は、その当事者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に（元売業者にあつては、当該道府県知事を経由して総務大臣に）1通提出すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「区分」欄及び「契約の相手方の区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、石油製品販売業者にあつては「販」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 5 「個人番号又は法人番号」欄には、元売業者、特約業者、石油製品販売業者又は軽油製造業者等の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 6 法第144条の34第3項の規定により異動の届出をする場合には、異動事項についてその内容を記載するとともに、「その他参考となるべき事項」欄に当該異動事項に係る異動前の内容を記載すること。

受付印

納 入 先 別  
納 入 数 量 等 報 告 書

※処理事項

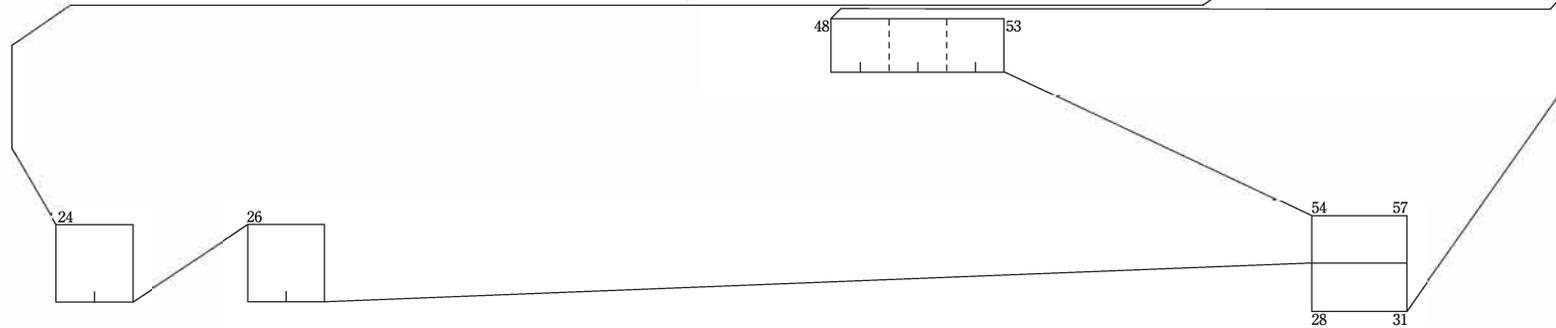
事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
報告年月日					

令和 年 月 日	個人番号 又は 法人番号								
氏名又は名称									
住所又は所在地	(電話 )								
令和 年 月分								枚のうち	
								枚 目	

納入を行った軽油について引取りを行った者				納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳			
氏名又は名称	住所又は所在地	引 渡 数 量		名 称	所 在 地	納 入 数 量	
* コ ー ド		うち課税済みのもの		* コ ー ド		うち課税済みのもの	
			リットル				リットル
*				*			
*				*			
*				*			
*				*			
*				*			
*				*			
*				*			
*				*			
*				*			
*				*			
*				*			
計				計			

備 考	
-----	--

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
163700				00			



第十六号の三十七様式(入力用)

32	34	43	44	57	71	72	81	82	95	109
01				.					.	
02				.					.	
03				.					.	
04				.					.	
05				.					.	
06				.					.	
07				.					.	
08				.					.	
09				.					.	
10	9999999999			.		9999999999			.	

第16号の37様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行った軽油について、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量及び納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの軽油の納入数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「引渡数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量を記載すること。
- 5 「納入数量」欄は、引取りを行った者ごとの軽油の引渡数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの納入数量の内訳を記載すること。
- 6 「うち課税済みのもの」欄は、引渡数量又は納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

受付印

# 納入先別数量等報告書

令和 年 月 日

個人番号  
又は  
法人番号

知事 殿

※処理事項

事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
報告年月日					

氏名又は名称					
住所又は所在地	(電話 )				
令和 <input type="text"/> 年 <input type="text"/> 月分					枚のうち 枚目

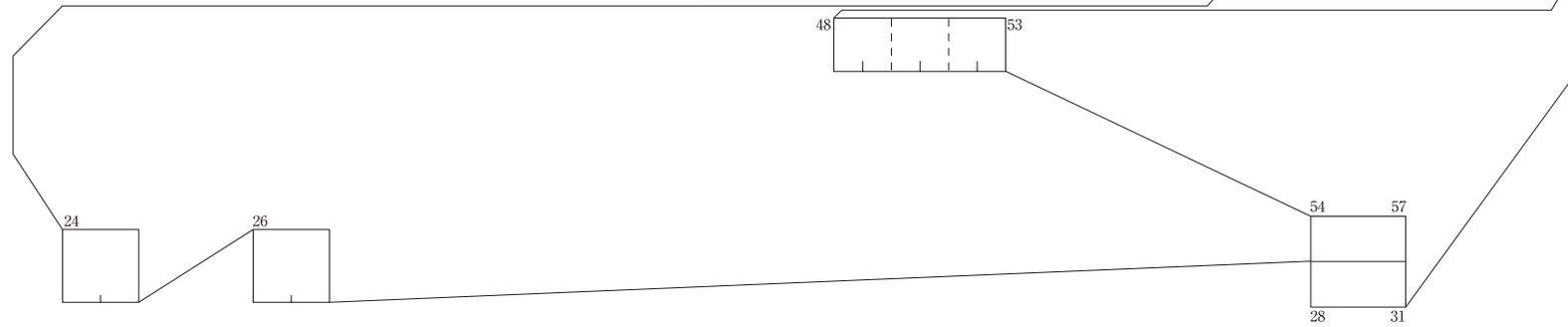
納入を行った後返還を受けた軽油について引取りを行った者

納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳

氏名又は名称 * コード	住所又は所在地	返還数量①			名 称 * コード	所 在 地	返還数量②		
		うち課税済みのもの					うち課税済みのもの		
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
* <input type="text"/>					* <input type="text"/>				
計					計				

備 考

1	7	17	22	23	32	34	47
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
163800				00			



第十六号の三十八様式(入力用)

32	34	43	44	57	71	72	81	82	95	109
01				.					.	
02				.					.	
03				.					.	
04				.					.	
05				.					.	
06				.					.	
07				.					.	
08				.					.	
09				.					.	
10	9999999999			.		9999999999			.	

第16号の38様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行った後返還を受けた軽油について、引取りを行った者ごとの返還数量及び納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの返還数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 ①の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの軽油の返還数量を記載すること。
- 5 ②の欄は、返還を受けた軽油について引取りを行った者ごとの返還数量についての納入を受けた者の事務所又は事業所ごとの内訳を記載すること。
- 6 「うち課税済みのもの」欄は、返還数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。



事務所・事業所別  
納入数量等報告書

令和 年 月 日

個人番号  
又は  
法人番号

知事 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
報告年月日					

※処理事項

氏名又は名称

住所又は所在地 (電話 )

令和 年 月分

枚のうち  
枚 目

納入を行った事務所又は事業所		納入を行った数量		備 考
名 称	※ コー ド	うち課税済みのもの		
	※		リットル	
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
計				

第十六号の三十九様式(提出用)



第16号の39様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行った軽油について、事務所又は事業所ごとの納入数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、納入数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。



# 事務所・事業所別 事務還数量等報告書

令和 年 月 日

個人番号  
又は  
法人番号

知事 殿

事業者コード	事務所コード	処理区分	子	備	整理番号
報告年月日					

※処理事項

氏名又は名称

住所又は所在地 (電話 )

令和 年 月分

枚のうち  
枚 目

返還を受けた事務所又は事業所		返還を受けた数量		備 考
名 称	※ コー ド	うち課税済みのもの		
	※		リットル	
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
	※			
計				

第十六号の四十様式 (提出用)



第16号の40様式記載要領

- 1 この報告書は、元売業者が納入を行ったのち返還を受けた軽油についての事務所又は事業所ごとの返還を受けた数量を記載し、当該軽油の納入地の道府県知事に提出すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「うち課税済みのもの」欄は、返還を受けた数量のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。

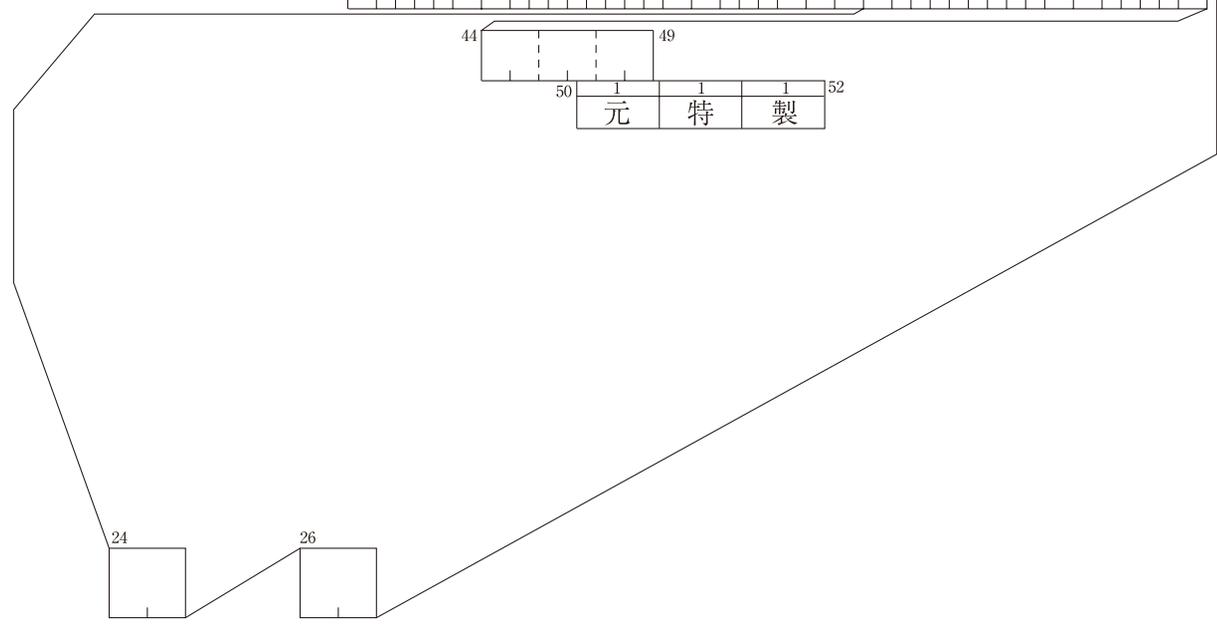
軽油の受払い等の数量報告書

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	令和 年 月 日		※処理事項 区 分 元・特・製	事業者コード	事務所コード	処理区分	予 備	整理番号
				報告年月日				
個人番号又は法人番号	(右詰で記載)							
氏名又は名称								
住所又は所在地	(電話 )							
令和 年 月分								
摘 要	受 払 い 等 の 数 量	現 実 の 受 払 い 等 の 数 量	備 考					
前々月末在庫数量	リットル	リットル						
うち課税済みのもの								
受 入 れ	製 造 数 量							
	うち課税済みのもの							
	輸 入 数 量							
	引 取 数 量							
	うち課税済みのもの							
	返還を受けた数量							
	うち課税済みのもの							
そ の 他								
	うち課税済みのもの							
合 計								
うち課税済みのもの								
払 出 し	引 渡 数 量							
	うち課税済みのもの							
	消 費 数 量							
	うち課税済みのもの							
	返還を行った数量							
うち課税済みのもの								
そ の 他								
	うち課税済みのもの							
合 計								
うち課税済みのもの								
前月末在庫数量								
うち課税済みのもの								

第十六号の四十一様式(提出用)

1	7	17	22	23	28	30	43
様式区分	事業者コード	事務所コード	処理区分	カード区分	予備	整理番号	
164100				00			

44	49	50	52
		元	特製



第十六号の四十一様式（入力用）

28	30	43	44	57
01		.		.
02		.		.
03		.		.
04		.		.
05		.		.
06		.		.
07		.		.
08		.		.
09		.		.
10		.		.
11		.		.
12		.		.
13		.		.
14		.		.
15		.		.
16		.		.
17		.		.
18		.		.
19		.		.
20		.		.
21		.		.
22		.		.
23		.		.
24		.		.
25		.		.

第16号の41様式記載要領

- 1 この報告書は、軽油の受払い、現実の受払い等に関する事実を記載し、主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「区分」欄は、元売業者にあつては「元」、特約業者にあつては「特」、軽油製造業者等にあつては「製」を丸印で囲むこと。
- 4 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 5 「受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等の有無にかかわらず、前月の初日から末日までの間に商取引上の引取り、引渡し等を行った軽油の数量を記載すること。
- 6 「現実の受払い等の数量」欄は、現実の軽油の受払い等に着目し、前月の初日から末日までの間の現実の納入等に係る軽油の数量を記載すること。
- 7 「うち課税済みのもの」欄は、引取り、引渡し、納入等を行った軽油のうち既に軽油引取税を課されたものの数量を記載すること。
- 8 「前々月末在庫数量」及び「前月末在庫数量」欄は、保有する軽油の实在庫数量を記載すること。
- 9 「その他」欄に数量を記載した場合は、その内容を「備考」欄に記載すること。

軽油の製造数量等の報告書

受付印

令和 年 月 日 知事 殿	※処理事項	事業者コード	事務所コード	処理区分	予備	整理番号
		報告年月日				
個人番号又は法人番号						(右詰で記載)
製造をした者の氏名又は名称						
製造をした者の住所又は所在地	(電話 )					
製造をした年月日	令和 年 月 日					
製造をした場所						
製造に使用した炭化水素油その他の原材料	性 状	数 量				
		リットル				
軽油の製造方法						
製造した軽油の数量	リットル					
製造した軽油の用途						
譲渡しようとする相手方	氏名又は名称					
	住所又は所在地					
譲渡又は消費の予定年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
譲渡先	氏名又は名称					
	住所又は所在地					
譲渡又は消費の年月日	令和 年 月 日	令和 年 月 日	令和 年 月 日			
譲渡又は消費の数量	リットル	リットル	リットル			

第十六号の四十二様式

#### 第16号の42様式記載要領

- 1 この報告書は、地方税法第144条の35第2項の規定による軽油の製造に係る報告をしようとする場合に使用し、当該製造をした日から30日以内に、当該製造をした者の主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、報告者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「製造をした場所」欄は、実際に製造を行った事業所等の所在地を記載すること。
- 5 「性状」欄は、石油製品の種別又は原材料としたものを記載すること。
- 6 「軽油の製造方法」欄は、当該軽油を製造した方法について具体的に記載すること。
- 7 「譲渡しようとする相手方」欄は、製造した軽油を譲渡しようとする場合における当該軽油の譲渡について、当該譲渡しようとする相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。
- 8 「譲渡先」欄は、製造した軽油を譲渡した場合における当該軽油の譲渡について、当該譲渡した相手方ごとに、当該者の氏名又は名称及び住所又は所在地を記載すること。



## 第16号の43様式記載要領

- この申告書は、法第160条の規定により自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合、また、法第177条の13第1項の規定により自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 「課税区分」の欄には、該当する項目の番号を「環境性能割」及び「種別割」の各枠内に記入すること。また、移転登録による自動車税種別割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「登録年月日」、「初度登録年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「納税（申告・報告）義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」、「所有形態」及び「グリーン化特例」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 「用途」の欄で「07. バス（その他）」、「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にはその詳細を記入すること。
- 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 「取得前の用途」の欄には、他から自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度登録年月からの経過年数を記入すること。また、「3. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄には、法第156条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことを、「★★★」は平成30年排出ガス基準25%低減又は平成17年排出ガス基準50%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～09又は【2.5t以下バス・トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「H22年度燃費基準+84%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準65%達成」は「H22年度燃費基準+41%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R2年度燃費基準105%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+15%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない自動車であって、次の【乗用車】の01～26のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している自動車については、「R12年度燃費基準85%達成」は「R2年度燃費基準123%達成」に、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準65%達成」は「R2年度燃費基準94%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

### 【乗用車（ガソリン車）】

- ★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：1/100）（R3.12.31まで）
- 01～04に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R4.1.1以降）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R4.1.1以降）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R4.1.1以降）
- 01、06～08に該当しないガソリン車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

### 【乗用車（ディーゼル車）】

- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ディーゼル車（非課税）（R5.3.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ19～22に該当しないディーゼル車（非課税）（R4.3.31まで）
- H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準適合かつ19～22に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.4.1からR5.3.31まで）
- 19～24に該当しないディーゼル車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
- 19～24に該当しないディーゼル車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

### 【2.5t以下バス・トラック】

- ★★★★かつR2年度燃費基準+5%達成ガソリン車（バスに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（トラックに限る）（非課税）
- ★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（トラックに限る）（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 27～31に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

### 【2.5t超3.5t以下バス・トラック】

- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+5%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- ★★★★かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（バスに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（トラックに限る）（非課税）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- ★★★★かつH27年度燃費基準+10%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）

### 【3.5t超バス・トラック】

- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+10%達成ディーゼル車（非課税）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準+5%達成ディーゼル車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
- H28年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減かつH27年度燃費基準達成ディーゼル車（自家用：2/100、営業用：1/100）
- 48～50に該当しないもの（自家用：3/100、営業用：2/100）

### 【乗用車（LPG車）】

- ★★★★かつR12年度燃費基準85%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（非課税）
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（非課税）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：1/100）（R3.12.31まで）
- 10～13に該当しないLPG車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
- ★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：1/100、営業用：非課税）（R4.1.1以降）
- ★★★★かつR12年度燃費基準65%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：0.5/100）（R4.1.1以降）
- ★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成LPG車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R4.1.1以降）
- 10、15～17に該当しないLPG車（自家用：3/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）



公的年金等支払報告書(個人別明細書)

										※種 別		※整理番号		※	
支払を受ける者										個人番号					
										住 所					
										(フリガナ)					
氏 名		生年月日		明 治	大 正	昭 和	平 成	令 和	日						
区 分		支 払 金 額				源 泉 徴 収 税 額									
所得税法第203条の3第1号・第4号適用分		千 円				千 円									
所得税法第203条の3第2号・第5号適用分															
所得税法第203条の3第3号・第6号適用分															
所得税法第203条の3第7号適用分															
本 人		源泉控除対象配偶者の有無等		控除対象扶養親族の数			16歳未満の扶養親族の数		障害者の数		非居住者である親族の数		社会保険料の額		
特 別 障害者	その他の 障害者	ひとり親	寡婦	一般	老人	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他			千 円		
				人			人		人						
源泉控除対象配偶者				控除対象扶養親族				16歳未満の扶養親族							
(フリガナ)		区 分		配偶者の合計所得 円		(フリガナ)		区 分		(フリガナ)		区 分			
氏 名				1		氏 名		1		氏 名					
個人番号		48万円以下				個人番号				個人番号					
(摘要)		2		(フリガナ)		区 分		2		(フリガナ)		区 分			
				氏 名		2		氏 名							
				個人番号				個人番号							
支 払 者		法 人 番 号													
		所 在 地													
		名 称								電 話 番 号					

第17号の二様式別表記載要領

- 1 「住所」の欄には、支払報告書を提出する日の現況による住所を記載すること。
- 2 「支払を受ける者」の項の「個人番号」の欄には、公的年金等の支払を受ける者の個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号をいう。12において同じ。)を記載すること。
- 3 「生年月日」の欄には、該当する年号を○で囲み、その年月日を記載すること。
- 4 「支払金額」の項には、その年中に支払の確定した公的年金等の金額を記載し、支払報告書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。また、所得税法第203条の5第2号又は第3号に規定する退職年金については、同号の規定により公的年金等の支払を受けたものとみなされる額に相当する金額を記載すること。
- 5 「本人」の項には、公的年金等の支払を受ける者が特別障害者若しくはその他の障害者、寡婦又はひとり親に該当する場合には、その該当する欄に★印を記載すること。
- 6 「源泉控除対象配偶者の有無等」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じその該当する欄に★印を記載すること。
- 7 「控除対象扶養親族の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
  - (イ) 「特定」の欄には、特定扶養親族の数を記載すること。
  - (ロ) 「老人」の欄には、老人扶養親族の数を記載すること。
  - (ハ) 「その他」の欄には、特定扶養親族又は老人扶養親族以外の控除対象扶養親族の数を記載すること。
- 8 「16歳未満の扶養親族の数」の項には、16歳未満(平成 年1月2日以降に生まれた者)の扶養親族の数を記載すること。
- 9 「障害者の数」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載されたところに応じそれぞれ次のように記載すること。
  - (イ) 「特別」の欄には、同一生計配偶者又は扶養親族である特別障害者の数を記載し、当該特別障害者のうちに法第34条第4項及び第314条の2第4項に規定する同居特別障害者があるときは、当該同居特別障害者の数を内書すること。
  - (ロ) 「その他」の欄には、特別障害者以外の障害者である同一生計配偶者又は扶養親族の数を記載すること。
- 10 「非居住者である親族の数」の項には、源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族及び16歳未満の扶養親族のうちに、国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族がいる場合には、その数を記載すること。
- 11 「社会保険料の額」の項には、所得税法第203条の5第1号の規定により公的年金等から控除される同号に規定する社会保険料の金額を記載すること。
- 12 「源泉控除対象配偶者」、「控除対象扶養親族」及び「16歳未満の扶養親族」の項の「個人番号」の欄には、それぞれ源泉控除対象配偶者、控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族(以下12において「源泉控除対象配偶者等」という。)の個人番号を記載すること。また、源泉控除対象配偶者等が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合には、その旨を記載すること。なお、源泉控除対象配偶者等の「氏名」の欄の「フリガナ」が不明の場合は空欄とすること。
- 13 「配偶者の合計所得」の項には、所得税法第203条の6第1項の規定による申告書に記載された源泉控除対象配偶者の合計所得金額の見積額が48万円を超える場合には当該申告書に記載された額を記載し、48万円以下である場合には「48万円以下」の項に★印を記載すること。
- 14 摘要の欄には、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族の氏名及び個人番号を記載すること。また、16歳未満の扶養親族である場合には、氏名の後に(年少)と記載し、3人目以降の控除対象扶養親族又は16歳未満の扶養親族が国外に居住する非居住者又は国内に住所を有しない控除対象外国扶養親族である場合にはその旨を記載すること。
- 15 「支払者」の項の「法人番号」の欄には、公的年金等支払者の法人番号(番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。)を記載すること。
- 16 ※の欄には、記載しないこと。



## 記載要領

- 1 給与支払報告に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、市町村長に提出した給与支払報告書に記載された者のうち特別徴収税額がない者で、4月1日現在において給与の支払を受けなくなった者がある場合に4月15日までに関係市町村長に提出してください。
- 2 特別徴収に係る給与所得者異動届出書  
この届出書は、給与の支払を受けている者で、特別徴収税額のある給与の支払を受けなくなった場合にその受けなくなった日の属する月の翌月の10日までに関係市町村長に提出してください。ただし、4月2日から5月31日までの間に給与の支払を受けなくなった者の市町村民税をその年度から新たに特別徴収の方法によって徴収すべき市町村長に対する届出書は、その市町村長から特別徴収税額の通知があった日の属する月の翌月の10日までに提出してください。
- 3 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「個人番号又は法人番号」欄には、給与支払者（特別徴収義務者）の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 4 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。
- 5 「給与支払者（特別徴収義務者）」欄中の「宛名番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された宛名番号を記載してください。
- 6 「給与所得者」欄中の「個人番号」欄には、給与所得者の個人番号を記載してください。
- 7 「給与所得者」欄中の「受給者番号」欄には、この届出書に記載した給与所得者について、その特別徴収税額の通知書に記載された受給者番号を記載してください。
- 8 「異動後の住所」欄には、異動後の住所を記載してください。異動後の住所が不明なときは、給与の支払を受けなくなった当時の住所を記載してください。
- 9 「異動後の未徴収税額の徴収方法」欄は、次の要領により記載してください。
  - (1) 給与の支払を受けなくなった者が、新しい勤務先において特別徴収の継続を希望する場合には、枠内に「1」と番号を記入するとともに、「1. 特別徴収継続の場合」欄に必要事項を記載してください。
  - (2) 退職後令和 年5月31日までに支払われる給与又は退職手当等から未徴収税額を一括徴収する場合には、枠内に「2」と番号を記入するとともに「2. 一括徴収の場合」欄に必要事項を記載してください。（注 令和 年1月1日から4月30日までの間に、退職等により給与の支払を受けなくなった場合には、本人から一括徴収の申出がなくとも必ず一括徴収しなければなりません。）
  - (3) (1)又は(2)に該当しない場合には、枠内に「3」と番号を記入するとともに、「3. 普通徴収の場合」欄に、その理由を同欄に掲げているものから選び、該当する番号を枠内に記入してください。（注 同欄に掲げている理由に該当しない場合は、新しい勤務先において特別徴収の継続の申出がある場合を除き、特別徴収義務者は、必ず一括徴収しなければなりません。）
- 10 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「特別徴収義務者指定番号」欄には、届出書を提出する関係市町村長により指定された特別徴収義務者指定番号を記載してください。これまでに同市町村長から指定されたことがない場合にあっては、「新規」を○で囲んでください。
- 11 「1. 特別徴収継続の場合」欄中の「納入書の要否」欄には、「特別徴収義務者指定番号」欄の「新規」を○で囲んだ場合にのみ記載してください。
- 12 「2. 一括徴収の場合」欄中の「徴収予定月日」欄には、一括徴収の対象となる給与又は退職手当等の支給月日を記載してください。
- 13 ※印の欄は、記載しないでください。

受付印

※処理事項 送信年月日 確認 整理番号 事務所区分 管理番号 申告区分

令和 年 月 日 法人番号 申告年月日 所在地 (電話) この申告の基礎 1. 法人税の令和 年 月 日の修正申告書の提出による。 2. 法人税の令和 年 月 日の更正・決定・再更正による。 事業種目 期末現在の資本金の額 又は出資金の額 兆 十億 百万 千 円 期末現在の資本金の額及び 資本準備金の額の合算額 期末現在の 資本金等の額

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの 事業年度分又は 連結事業年度分 の市町村民税の 申告書 ※

Table with columns: 摘要, 課税標準 (十億 百万 千 円), 税率 (税割額), 税割額 (十億 百万 千 円). Rows include: (1) (使途秘匿金税額等) 法人税法の規定によって計算した法人税額, (2) 試験研究費の額等に係る法人税額の特別控除額, (3) 還付法人税額等の控除額, (4) 退職年金等積立金に係る法人税額, (5) 課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 (1)+(2)-(3)+(4), (6) 2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額及びその法人税割額 ((5)×(23)), (7) 市町村民税の特定寄附金税額控除額, (8) 外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額, (9) 外国の法人税等の額の控除額, (10) 仮装経理に基づく法人税割額の控除額, (11) 差引法人税割額 (5)-(7)-(8)-(9)-(10), (12) 既に納付の確定した当期分の法人税割額, (13) 租税条約の実施に係る法人税割額の控除額, (14) この申告により納付すべき法人税割額 (11)-(12)-(13), (15) 均等割額 (算定期間中において事務所等を有していた月数), (16) 円×(15)/12, (17) 既に納付の確定した当期分の均等割額, (18) この申告により納付すべき均等割額 (16)-(17), (19) この申告により納付すべき市町村民税額 (14)+(18), (20) 19のうち見込納付額, (21) 差引 (19)-(20).

Table with columns: 当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等 (名称, 事務所、事業所又は寮等の所在地), 分割基準 (当該法人の全従業員数, 在のうちの当該市町村分の従業員数), 当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業員数. Total row: 合計 (22, 23, 24).

Table with columns: 指場 (区名, 月数, 従業員数, 均等割額), 決算確定の日, 解散の日, 残余財産の最後の分配又は引渡しの日, 法人税の期末現在の資本金等の額又は連結個別資本金等の額, この申告が中間申告の場合の計算期間, 還付を受けようとする金融機関及び支払方法 (銀行 支店, 口座番号 (普通・当座)), 還付請求税額 (十億 百万 千 円), 法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額.

関与税理士 署名 (電話)

第二十号様式 (提出用) (用紙日本産業規格A4・セピア色) (第十条関係)

※処理事項	発信年月日	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
	通信日付印	確認			
受付印	令和 年 月 日			法人番号	申告年月日
	殿				年 月 日
所在地 <small>(本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記)</small>	事業種目				
(ふりがな)	(電話)				
法人名	期末現在の資本金の額 又は出資金の額			兆	十億
(ふりがな)	期末現在の 資本金等の額			百万	千
代表者氏名	(ふりがな) 経理責任者氏名			円	

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度分の退職年金等積立金に係る市町村民税の 申告書 ※

摘 要	課税標準	法人税割額	
		税率(100)	税 額
課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額 (法人税の申告書) 及びその法人税割額 (別表19)の(12)	① 十億 百万 千 円 000		00
2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる退職年金等積立金に係る法人税額及びその法人税割額 (①/⑤)×⑥	② 000		00
①又は②のうち既に納付の確定した当期分の法人税割額	③		00
この申告により納付すべき法人税割額 ①-③又は②-③	④		00
全 従 業 者 数	⑤ 人	当該市町村内に所在する事務所又は事業所の従業者数	⑥ 人
⑥ の 内 訳 ⑦	事 務 所 又 は 事 業 所		従業者数
	名 称	所 在 地	

関与税理士 署 名	(電話)
--------------	------



※処理事項	発信年月日 通信日付印	整理番号	事務所区分	管理番号	申告区分
-------	----------------	------	-------	------	------

令和 年 月 日

法人番号 申告年月日 年 月 日

所在地 (本市町村が支店等の場合は本店所在地と併記) (電話) 事業種目

前期末現在の資本金の額又は出資金の額 (兆 十億 百万 千 円)

前期末現在の資本金の額及び資本準備金の額の合算額

前期末現在の資本金等の額

法人名 (ふりがな)

代表者氏名 (ふりがな) 経理責任者氏名 (ふりがな)

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの事業年度又は前連結事業年度の市町村民税の予定申告書 ※

摘要		税額			
		十億	百万	千	円
前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額 (18の金額)	①				00
予定申告税額 (① × $\frac{6}{\text{前事業年度又は前連結事業年度の月数}}$ )	②				00
この申告が修正申告である場合は既に納付の確定した当期分の法人税割額	③				00
この申告により納付すべき法人税割額 ②-③	④				00
均等割額 算定期間中において事務所等を有していた月数	⑤				月
円 × $\frac{⑤}{12}$	⑥				00
この申告により納付すべき市町村民税額 ④+⑥	⑦				00

当該市町村内に所在する事務所、事業所又は寮等		当該市町村分の均等割の税率適用区分に用いる従業者数 人
名称	事務所、事業所又は寮等の所在地	
合計		⑧

前事業年度又は前連結事業年度の法人税割額の明細		この申告の期間		前事業年度又は前連結事業年度の期間		法第15条の4の徴収猶予を受けようとする税額			
		十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
(特別控除戻税額等又は個別帰属特別控除戻税額等)	⑨								
課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額	⑩								
法人税割額	⑪								
市町村民税の特定寄附金税額控除額	⑫								
外国関係会社等に係る控除対象所得税額等相当額又は個別控除対象所得税額等相当額の控除額	⑬								
外国の法人税等の額の控除額	⑭								
仮装経理に基づく法人税割額の控除額	⑮								
租税条約の実施に係る法人税割額の控除額	⑯								
納付すべき法人税割額 ⑩-⑪-⑫-⑬-⑭-⑮	⑰								
⑰のうち特別控除戻税額等又は個別帰属特別控除戻税額等に係る法人税割額	⑱								
差引法人税割額 ⑰-⑱	⑲								

関与税理士 署名 (電話)

第二十号の三様式(提出用) (用紙日本産業規格A4・草色) (第十条関係)

# 徴収猶予の申請書

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付印             </div>	年 月 日 年 月 日	相互協議申立て年月日 年 月 日	法人番号 法人番号
	所在地 <small>(本県が支店等 の場合には本店 所在地と併記)</small>	相手国等に相互協議申立てを行っている場合 <input type="checkbox"/>	

地方税法 第321条の11の2第1項 第321条の11の3第1項 の規定により、下記のとおり徴収猶予を申請します。

納付すべき金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
上記のうち猶予を受けようとする金額	事業年度又は 連結事業年度	納期限	法人市町村民税	
			法人税割額	延滞金額
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
			円	法律による金額 円
担保				

受付印 令和 年 月 日		法人番号		申告年月日	
		年 月 日		年 月 日	
市町村内にある事業所又は事務所	所在地				
	(ふりがな)				
	名称				
	(ふりがな)				
	代表者又は管理人の氏名				
本店又は本社	所在地			事業種目	
	(ふりがな)				
	名称			資本金等の額	兆 十億 百万 千 円

令和 年度 市町村民税の均等割申告書

※

市町村内にある主たる事業所又は事業所以外の事務所又は事業所	所在地				
	(ふりがな)				
	名称				
前年4月1日から3月31日までの間に市町村に事務所又は事業所を有していた期間		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	同左の月数 ①	月	
この申告によって納付すべき市町村民税の均等割額		円 × $\frac{①}{12}$		②	兆 十億 百万 千 円 00
指定都市に申告する場合の②の計算		区名	区内の主たる事業所等所在地	※区コード	均等割額
					円 00
					00
					00
					00
					00
					00
					00
					00
					00

関与税理士 署 名	(電話)
--------------	------

受付印

令和 年 月 日

令和 年度

償却資産申告書（償却資産課税台帳）

※所有者コード

--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

所 有 者	1 (ふりがな) 住所	3 個人番号又は法人番号	8 短縮耐用年数の承認	有・無
	(又は納税通知書送付先)	(電話)	9 増加償却の届出	有・無
所 有 者	2 (ふりがな) 氏名	4 事業種目 (資本金等の額)	10 非課税該当資産	有・無
	(法人にあつてはその名称及び代表者の氏名)	(百万円)	11 課税標準の特例	有・無
	(屋号)	5 事業開始年月	12 特別償却又は圧縮記帳	有・無
		6 この申告に应答する者の係及び氏名	13 税務会計上の償却方法	定率法・定額法
		7 税理士等の氏名	14 青色申告	有・無

資産の種類	取得価額															
	前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)												
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円
1 構築物																
2 機械及び装置																
3 船舶																
4 航空機																
5 車両及び運搬具																
6 工具、器具及び備品																
7 合計																

15 市(区)町村内における事業所等資産の所在地	① .....
	② .....
	③ .....
16 借用資産 (有・無)	貸主の名称等
17 事業所用家屋の所有区分	自己所有・借家

資産の種類	評価額	決定価格	課税標準額										
	(ホ)	(ヘ)	(ト)										
	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	十億	百万	千	円	
1 構築物													
2 機械及び装置													
3 船舶													
4 航空機													
5 車両及び運搬具													
6 工具、器具及び備品													
7 合計													

18 備考(添付書類等)	.....
	.....
	.....
	.....
	.....
	.....

※ 所 有 者 コ ー ド																	
1																	20

		取 得 価 額					
		前年前に取得したもの (イ)	前年中に減少したもの (ロ)	前年中に取得したもの (ハ)	計((イ)-(ロ)+(ハ)) (ニ)		
21	20	36	49	62	74	75	80
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
		評 価 額 (ホ)	決 定 価 格 (ヘ)	課 税 標 準 額 (ト)			
21	23	36	49	62	74	75	80
21							
22							
23							
24							
25							
26							
27							

令和 年度		種類別明細書(増加資産・全資産用)										所有者名		枚のうち		
※所有者コード														枚目		
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	減 価 残 存 率	価 額	※課税標準の特例		※課税標準額	増 加 事 由	摘 要
					年 号	年	月					率	コード			
01										0.					1・2 3・4	
02										0.					1・2 3・4	
03										0.					1・2 3・4	
04										0.					1・2 3・4	
05										0.					1・2 3・4	
06										0.					1・2 3・4	
07										0.					1・2 3・4	
08										0.					1・2 3・4	
09										0.					1・2 3・4	
10										0.					1・2 3・4	
11										0.					1・2 3・4	
12										0.					1・2 3・4	
13										0.					1・2 3・4	
14										0.					1・2 3・4	
15										0.					1・2 3・4	
16										0.					1・2 3・4	
17										0.					1・2 3・4	
18										0.					1・2 3・4	
19										0.					1・2 3・4	
20										0.					1・2 3・4	
小 計																

注意 「増加事由」の欄は、1 新品取得、2 中古品取得、3 移動による受入れ、4 その他のいずれかに○印を付けてください。

第二十六号様式別表一（提出用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十四関係）

		所有者コード														
1		20	21													
行 番 号	資 産 の 種 類	資 産 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	課 税 標 準 の 特 例						
					年 号	年	月			率	コード					
21	22	23 24	25 26 27 28 29 30 31	32	33	34	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44
01																
02																
03																
04																
05																
06																
07																
08																
09																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																

第二十六号様式別表一（入力用）（用紙日本産業規格A4・草色）（第十四関係）

令和 年度

種類別明細書(減少資産用)

所有者名

※	所有者コード	※

所有者名	枚のうち
	枚目

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分				摘 要				
					年 号	年	月				十 億	百 万 円	千 円	円		1	2	1	2
																1 売却	2 減失	1 全部	2 一部
01											1・2・3・4	1・2							
02											1・2・3・4	1・2							
03											1・2・3・4	1・2							
04											1・2・3・4	1・2							
05											1・2・3・4	1・2							
06											1・2・3・4	1・2							
07											1・2・3・4	1・2							
08											1・2・3・4	1・2							
09											1・2・3・4	1・2							
10											1・2・3・4	1・2							
11											1・2・3・4	1・2							
12											1・2・3・4	1・2							
13											1・2・3・4	1・2							
14											1・2・3・4	1・2							
15											1・2・3・4	1・2							
16											1・2・3・4	1・2							
17											1・2・3・4	1・2							
18											1・2・3・4	1・2							
19											1・2・3・4	1・2							
20											1・2・3・4	1・2							

小計

第二十六号様式別表二(提出用)(用紙日本産業規格A4・赤色)(第十四条関係)

※ 所有者コード		※
1	20	22

行 番 号	資 産 の 種 類	抹 消 コ ー ド	資 産 の 名 称 等	数 量	取 得 年 月			取 得 価 額	耐 用 年 数	申 告 年 度	減 少 の 事 由 及 び 区 分		
					年 号	年	月				1 売 却	2 滅 失	1 全 部
01											1・2・3・4	1・2	
02											1・2・3・4	1・2	
03											1・2・3・4	1・2	
04											1・2・3・4	1・2	
05											1・2・3・4	1・2	
06											1・2・3・4	1・2	
07											1・2・3・4	1・2	
08											1・2・3・4	1・2	
09											1・2・3・4	1・2	
10											1・2・3・4	1・2	
11											1・2・3・4	1・2	
12											1・2・3・4	1・2	
13											1・2・3・4	1・2	
14											1・2・3・4	1・2	
15											1・2・3・4	1・2	
16											1・2・3・4	1・2	
17											1・2・3・4	1・2	
18											1・2・3・4	1・2	
19											1・2・3・4	1・2	
20											1・2・3・4	1・2	

第二十六号様式別表二（入力用）（用紙日本産業規格A4・赤色）（第十四条関係）

第26号様式（別表を含む。）記載要領

- 1 償却資産申告書は、償却資産の所在地の市町村長に1通提出すること。ただし、地方税法第742条の規定に基づき道府県知事が指定した償却資産に係る申告書については当該道府県知事に1通提出すること。
- 2 ※の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 金額の単位区分（けた）のある欄の記載に際しては、単位区分に従って正確に金額を記載すること。

令和 年度

固定資産申告書(道府県知事又は総務大臣に対する申告書)

受付  
印

令和 年 月 日  道府県知事 (総務大臣) 殿	所 有 者	住 所								この申告に応答する者の氏名及び係名並びにその電話番号	(電話 )		
		氏 名  (法人にあつては法人の名称及び代表者の氏名)								※ 処 理 事 項			
		個 人 番 号 又 は 法 人 番 号									※ 担 当 者	課 係 氏名	
資産の種類	前年前に取得したもの					前年中に取得したもの				※ 決定価格	※ 課税標準額	※ 摘 要	
	前年度の 価額 (イ)	(イ)のうち 前年中に 減少したもの (ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	(ハ)にかか る減価償却 額 (ニ)	価 額 (ホ)	取得価額 (ヘ)	(ヘ)にかか る減価償却 額 (ト)	価 額 (チ)	価額の計 (ホ)+(チ) (リ)				
土 地	円	円	円	/	円	円	/	円	円	円	円		
家 屋				/			/						
償 却 資 産				円			円						
合 計				/			/					/	

第三十号様式 (用紙日本産業規格A4) (第十四条関係)







第三十号様式別表四(用紙日本産業規格A4)(第十四条関係)

(1) 課税標準の特例の適用のないもの

所在市町村	資産区分					前年前に取得したもの					前年中に取得したもの			価額 (ホ)+(チ)	備考	※ 決定価格	※ 課税標準額	※ 摘要
	種類	構造または用途	細目	数量	耐用年数	取得の年次	前年度の価額 (イ)	前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	減価残存率 (1-減価率) (ニ)	(ハ)×(ニ) (ホ)	取得額 (ヘ)	減価残存率 $(1-\frac{\text{減価率}}{2})$ (ト)					
					年	円		円			円		円	円		円	円	
合計	/	/	/	/	/				/			/			/			/

(2) 課税標準の特例の適用のあるもの

所在市町村	資産区分					前年前に取得したもの					前年中に取得したもの			価額 (ホ)+(チ)	備考	※ 決定価格	※ 決定価格に 乗ずる率	※ 課税標準額	※ 摘要
	種類	構造または用途	細目	数量	耐用年数	取得の年次	前年度の価額 (イ)	前年中に減少した資産の前年度の価額(ロ)	(イ)-(ロ) (ハ)	減価残存率 (1-減価率) (ニ)	(ハ)×(ニ) (ホ)	取得額 (ヘ)	減価残存率 $(1-\frac{\text{減価率}}{2})$ (ト)						
					年	円		円			円		円	円		円		円	
合計	/	/	/	/	/				/			/			/		/		

第30号様式（別表を含む。）記載要領

- 1 ※印の欄は、申告者において記載することを要しないこと。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 固定資産申告書の「資産の種類」の欄および種類別明細書の「種類」の欄には、土地、家屋および償却資産の区分にしがって記載すること。
- 4 地方税法第三百八十九条第一項の規定により道府県知事又は総務大臣が決定する固定資産の価格の配分に関する規則（昭和28年総理府令第91号）本則の表の下欄において「所在する市町村に配分する」とされている場合にあつては、種類別明細書の「所在市町村」の欄に、固定資産が賦課期日現在において所在する市町村名を書くこと。また、それ以外の場合にあつては、同令の規定により固定資産の決定価格及び課税標準額を当該固定資産が所在するものとされる市町村に配分するために必要なものとして道府県知事又は総務大臣が求める事項を記載した書類を添付すること。
- 5 上記以外の記載事項については、第26号様式（別表を含む。）記載要領に準じて記載すること。

備考 この様式（種類別明細書を含む。）は、事業の種目に応じ適宜補正することができるものであること。

土地評価調書

第三十一号様式（第十四条関係）

の部		地区 (区分)			処理事項					調書 番号		
標準地の状況		所在及び地番			地積	単価当り評点数			単価当り評価額		総評価額	
整理 番号	所在及 び地番	所 有 者			地 積	年 度	評 点 数		評 価 額		市長村長 決定価格	摘要
		住 所	氏名又 は名称	個人番号又 は法人番号			単 位 当 り 評 点 数	総 評 点 数	単 位 当 り 評 価 額	総 評 価 額		
									円	円	円	

第31号様式記載要領

- 1 土地評価調書は地目及び状況類似地区ごとに作成すること。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、所有者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 3 法第73条の21第3項の通知に係る土地にあつては、その旨（法第349条の3の3の規定により住宅用地とみなされて法第349条の3の2の規定の適用を受ける土地にあつては、その旨）及び当該通知に係る価格を、法第349条の3、第349条の3の2、附則第15条、第15条の2又は第15条の3の規定の適用を受ける土地にあつてはその旨をそれぞれ「摘要」の欄に記載すること。
- 4 この様式は、市町村の必要に応じ、適宜補正することができるものであること。
- 5 各筆の土地についての評価資料が必要なものは、市町村において適宜様式を定め附表として添付すること。

□□

申告区分	1. 新規取得(新車)	2. 新規取得(中古車)	3. 移転
	4. 転入	5. 転出	6. 抹消
	7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有)		
	8. その他( )		

取得原因	1. 売買	2. 相続
	3. 贈与	
	4. 所有権留保解除	
	5. その他( )	

課税区分	1. 課税	2. 非課税	3. 課税免除
	4. 減免(障害者・その他)		
	5. 免税点以下		
	6. 商品車		
	7. その他( )		

軽自動車税(環境性能割)申告書(報告書)

市町村長 殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	旧車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	取得・変更・廃車等年月日	初度検査(届出)年月						
	(右詰で記入)					(右詰で記入)						年号	3. 昭和 4. 平成 5. 令和	年	月	日	年号
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	〒 (都道府県、市町村名、番地まで記入)															
		(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記)															
		氏名又は名称															
	生 年 日	年号 (1. 明治 2. 大正 3. 昭和 4. 平成 5. 令和) 年 月 日															
		電 話 番 号 (左詰で記入)															
	住所又は所在地	氏名又は名称															
		氏名又は名称															
	住所又は所在地	氏名又は名称															
		氏名又は名称															
	住所又は所在地	氏名又は名称															
氏名又は名称																	
住所又は所在地	氏名又は名称																
	氏名又は名称																
住所又は所在地	氏名又は名称																
	氏名又は名称																
住所又は所在地	氏名又は名称																
	氏名又は名称																
※この欄には記入しないこと。																	

第三十三号の四様式(用紙日本産業規格A4)(第十五条の十二関係)

用途	01. 乗用車		02. トラック(貨物)		09. 特種用途自動車( )		10. その他( )			
種 別	2. 小型	4. 軽	営・自区分	1. 営業用	2. 自家用	車体の形状		車名(通称名)	型式	
乗車定員	最大積載量		車両重量		車両総重量		車台番号	類別区分番号		
人( )	kg( )		kg		kg					
原動機の型式	長さ	幅	高さ		総排気量又は定格出力		ローター数	燃料の種類		
	cm	cm	cm		l kW			1. ガソリン 2. 軽油 3. その他( )		
車検有効期限	商品車である場合の古物商許可番号		主たる定置場 ※( )内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入							
令和 年 月 日										
通常の取得価額	車両本体		付加物		付加物の内訳		取得前の用途			
	円		円		円		1. 営業用 2. 自家用 3. その他( ) 年			
	円		円		円		所有形態			
課税標準額	円		円		円		1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他( )			
税額	円		円		円		以外申告 関に わ当 該告 申義 告務 に者			
税率区分	記載要領14を参照						住所 又は 所在地 氏名 又は 名称 電 話 番 号			
燃 費	変速装置	構 造				( )				
km/l	A T ・ M T	A ・ B								

第33号の4様式記載要領

- 1 この申告書は、法第454条の規定により、軽自動車税環境性能割の納付に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。  
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、( )内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「課税区分」の欄には、本人持ち込みにより他の市町村から転入する場合の軽自動車税環境性能割の課税対象外等、1から6までの項目に該当しない場合には、「7. その他」を選択し( )内にその詳細を記入すること。
- 4 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。  
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほかに棟号数、室番号又は○○様方のように、郵送物が確実に届くように記入すること。
- 6 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 7 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」又は「10. その他」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、( )内にその詳細を記入すること。
- 8 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 9 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、( )内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「取得前の用途」の欄には、他から軽自動車の譲渡を受けた場合など、今回の申告以前も当該軽自動車が所有されていた場合においてその用途について該当する項目の番号を枠内に記入し、併せて初度検査年月からの経過年数を記入すること。  
また、「3. その他」に該当する場合には、( )内にその詳細を記入すること。
- 12 「通常の取得価額」の欄には、法第450条に規定する通常の取得価額を記入すること。
- 13 「通常の取得価額」の欄の「付加物の内訳」には、具体的な付加物の名称とその金額を記入すること。
- 14 「税率区分」の欄には、次のうち、該当する項目の番号を枠内に記入すること。

また、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

なお、令和12年度基準エネルギー消費効率、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】又は【2.5t以下トラック】のうち、平成22年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準75%達成」は「H22年度燃費基準+62%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「H22年度燃費基準+30%達成」に、「R12年度燃費基準55%達成」は「H22年度燃費基準+19%達成」に、「R2年度燃費基準達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+25%達成」は「H22年度燃費基準+57%達成」に、「H27年度燃費基準+20%達成」は「H22年度燃費基準+50%達成」に、「H27年度燃費基準+15%達成」は「H22年度燃費基準+44%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

また、令和12年度基準エネルギー消費効率を算定していない軽自動車であって、次の【乗用車】のうち、令和2年度基準エネルギー消費効率及び平成27年度基準エネルギー消費効率を算定している軽自動車については、「R12年度燃費基準75%達成」は「R2年度燃費基準109%達成」に、「R12年度燃費基準60%達成」は「R2年度燃費基準87%達成」に、「R12年度燃費基準55%達成」は「R2年度燃費基準80%達成」に読み替えた上、該当する項目の番号を記入すること。

【乗用車】

01. ★★★★★かつR12年度燃費基準75%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（非課税）
02. ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：非課税、営業用：0.5/100）（R3.12.31まで）
03. ★★★★★かつR12年度燃費基準55%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：1/100）（R3.12.31まで）
04. 01～03に該当しないガソリン車（自家用：1/100、営業用：2/100）（R3.12.31まで）
05. ★★★★★かつR12年度燃費基準60%達成かつR2年度燃費基準達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）（R4.1.1以降）
06. ★★★★★かつR12年度燃費基準55%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）（R4.1.1以降）
07. 01、05及び06に該当しないガソリン車（自家用：2/100、営業用：2/100）（R4.1.1以降）

【2.5t以下トラック】

08. ★★★★★かつH27年度燃費基準+25%達成ガソリン車（非課税）
09. ★★★★★かつH27年度燃費基準+20%達成ガソリン車（自家用：1/100、営業用：0.5/100）
10. ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成ガソリン車（自家用：2/100、営業用：1/100）
11. 08～10に該当しないもの（2/100）

【その他の軽自動車】

12. 電気軽自動車、天然ガス軽自動車（H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減）（非課税）
13. 01～12に該当しないもの（2/100）

- 15 上記14の01～11のいずれかに該当する場合は「燃費」の欄に燃費値を記入すること。  
また、貨物自動車の場合には、「変速装置」の欄について該当する項目を○で囲むこと。  
なお、「構造」の欄については、貨物自動車の場合には「A」又は「B」を選択すること。「A」は次の要件のいずれにも該当する場合をいい、「A」以外の場合を「B」という。  
(い) 最大積載量を車両総重量で除した値が0.3以下となるものであること。  
(ろ) 乗車装置及び物品積載装置が同一の車室内に設けられており、かつ、当該車室と車体外とを固定された屋根、窓ガラス等の隔壁により仕切られるものであること。  
(は) 運転室の前方に原動機を有するものであること。

--	--

申告区分	1. 新規取得(新車) 2. 新規取得(中古車) 3. 移転 4. 転入 5. 転出 6. 抹消 7. 変更(使用者・住所・氏名・定置場・番号・構造・用途・軽自動車の所有者) 8. その他( )
------	--

取得原因	1. 売買 2. 相続 3. 贈与 4. 所有権留保解除 5. その他( )
------	---

軽自動車税(種別割)申告書(報告書)

市町村長 殿

次のとおり申告(報告)します。

令和 年 月 日

車両番号	運輸支局等	車種区分	かな	番号	取得・変更・廃車等年月日	初度検査(届出)年月					
	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>	<input type="text"/>			3. 昭和 4. 平成 5. 令和	3. 昭和 4. 平成 5. 令和			
納税(申告・報告)義務者	住所又は所在地	用途	種別			型式					
	(都道府県、市町村名、番地まで記入)	01. 乗用車 02. トラック(貨物)	09. 特殊用途自動車( )	10. その他( )							
	(ビル、アパート、マンション及び棟室番号を左詰で記入)		2. 小型	1. 営業用	乗車定員		最大積載量	車両重量	車両総重量	車台番号	類別区分番号
			4. 軽	2. 自家用	人( )	kg( )	kg	kg	kg		
					原動機の型式	長さ	幅	高さ	総排気量又は定格出力	ローター数	燃料の種類
						cm	cm	cm	kw		1. ガソリン 2. 軽油 3. その他( )
					車検有効期限	主たる定置場 ※( )内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入					
					令和 年 月 日						
所有者	住所又は所在地	所有形態									
		1. 自己所有 2. 所有権留保 3. 商品車 4. リース車 5. 譲渡担保 6. その他( )									
使用者	住所又は所在地	以外告	住所又は所在地	氏名又は名称							
		関に									
		わ									
		当									
		該									
		告									
		者									
		申									
		義									
		務									
		者									
旧所有者	住所又は所在地	電話	番号								
旧使用者	住所又は所在地	税率の割特例									
		1. 電気・天然ガス(H30年排出ガス基準適合又はH21年排出ガス基準10%低減) 2. ★★★★★かつR12年度燃費基準90%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車 3. ★★★★★かつR12年度燃費基準70%達成かつR2年度燃費基準達成の営業用の乗用車 4. (R2年度のみ) ★★★★★かつR2年度燃費基準+30%達成の乗用車 5. (R2年度のみ) ★★★★★かつR2年度燃費基準+10%達成の乗用車 6. (R2年度のみ) ★★★★★かつH27年度燃費基準+35%達成のトラック(貨物) 7. (R2年度のみ) ★★★★★かつH27年度燃費基準+15%達成のトラック(貨物)									

※この欄には記入しないこと。

第三十三号の四の様式(用紙日本産業規格A4)(第十六条関係)

## 第33号の4の2様式記載要領

- 1 この申告書は、法第463条の19第1項の規定により軽自動車税種別割の賦課徴収に関し申告又は報告を行う場合に使用すること。
- 2 「申告区分」及び「取得原因」の各欄には、該当する項目の番号を右の枠内に記入すること。  
また、「申告区分」の欄で「7. 変更」に該当する場合には、番号を記入するほか、（ ）内の該当項目を○で囲むこと。
- 3 「取得・変更・廃車等年月日」、「初度検査(届出)年月」及び「生年月日」の各欄のうち年号の部分には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 4 「用途」、「種別」、「営・自区分」、「燃料の種類」及び「所有形態」の各欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。
- 5 「用途」の欄で「09. 特種用途自動車」に該当する場合及び「燃料の種類」又は「所有形態」の各欄で「その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 二輪の小型自動車又は二輪若しくは三輪の軽自動車については、「用途」の欄の「10. その他」を選択し、（ ）内に「二輪」又は「三輪」と記入すること。
- 7 「納税(申告・報告)義務者」の欄の「住所又は所在地」には、上段に都道府県、市町村名、番地まで記入すること。  
また、納税義務者等がビル等に入居している場合又は同居人である場合には、下段の枠内に、ビル等の名称のほか棟号数、室番号又は〇〇様方のように、郵便物が確実に届くように記入すること。
- 8 「乗車定員」及び「最大積載量」の各欄には、貨客兼用車等であるため乗車定員及び最大積載量がそれぞれ複数ある場合、（ ）内にはいずれか大きい方の乗車定員とこれに係る最大積載量を記入すること。
- 9 「車体の形状」の欄には、自動車検査証の「車体の形状」の欄に記載された形状を記入すること。
- 10 「長さ」、「幅」及び「高さ」の各欄には、特種用途自動車の場合のみ記入すること。
- 11 「種別割の税率の特例」の欄には、該当する項目の番号を枠内に記入すること。  
また、令和2年度に初回車両番号指定を受けた三輪以上の軽自動車については、1又は4から7までのうち該当する番号を枠内に記入すること。  
なお、「★★★★」は平成30年排出ガス基準50%低減又は平成17年排出ガス基準75%低減達成車のことをいう。

軽自動車税(種別割)申告(報告)書兼標識交付申請書  
(原動機付自転車・小型特殊自動車)

令和 年 月 日

市町村長 殿

つぎのとおり申告(報告)及び申請します。

申告の理由		種 別		標 識 番 号	納税義務発生 年 月 日	令和 年 月 日
新 規	変 更	原動機付自転車	小型特殊自動車			
<input type="checkbox"/> 購入 <input type="checkbox"/> 譲受け <input type="checkbox"/> 転入 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 所有者 <input type="checkbox"/> 使用者 <input type="checkbox"/> 住所 <input type="checkbox"/> 標識番号 <input type="checkbox"/> その他 ( )	<input type="checkbox"/> 第一種 (0.05L又は0.6kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 乙 (0.09L又は0.8kW以下) <input type="checkbox"/> 第二種 甲 (0.125L又は1.0kW以下) <input type="checkbox"/> ミニカー	<input type="checkbox"/> 農耕作業用 <input type="checkbox"/> その他 ( )	旧 標 識 番 号		

納税(申告・報告)義務者	所 有 者	住 所 又は 所在地	〒 □□□-□□□□			所有形態	1. 自己所有      2. 所有権留保      3. 商品車      4. リース車 5. その他 ( )			
		(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	.....				主たる定置場 ※( )内は旧主たる定置場所在の市町村名を記入	1. 左記所有者の住所又は所在地と同じ ( )		
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号			車 名	型式及び年式	原動機の型式番号		
	住 所 又は 所在地	〒 □□□-□□□□			車 台 番 号	型式認定番号	総排気量又は定格出力			
使 用 者	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	.....			販 譲 売 渡 証 明 書	上記原動機付自転車・小型特殊自動車を販売又は譲渡したことを証明します。 令和 年 月 日  住所又は所在地  氏名又は名称  電 話 番 号				
	生年月日	明・大・昭・平・令 年 月 日	電話番号							
届 出 者	住 所 又は 所在地	.....								
	(フリガナ) 氏 名 又は 名 称	.....								
	電話番号	.....								

## 第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 4 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 5 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲むこと。  
また、「5. その他」に該当する場合には、（ ）内にその詳細を記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。  
また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧主たる定置場所在の市町村名を記入すること。
- 7 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした者が、その者の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入すること。なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入すること。



#### 第34号様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成すること。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）にレを記入すること。
- 3 「廃車年月日」の欄には、納税義務が消滅した年月日を記入すること。
- 4 「納税（申告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、所有者欄のみを記入すること。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来た者が納税義務者以外の者である場合に記入すること。
- 6 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入すること。
- 7 「標識返納の有無」の欄には、標識の返納が有る場合には1を、また、標識の返納のない場合には2を○で囲むこと。なお、標識の返納のない場合については、その理由に該当する項目を○で囲み、具体的な理由を〔 〕内に記入すること。
- 8 「盗難届出」の欄には、「申告の理由」又は「標識返納がない場合、その理由」欄において「盗難」に該当する場合に、その盗難を届出た年月日、被害年月日、届出警察署及び受理番号を記入すること。

※ 処 理 事 項	整理番号	事務所 区分	処理 区分	事業者コード	申告 区分	予備
	令和 年 月 日					
	発信年 月 日			申告年月日		
	通信日付印			確認		
殿						
申 告 者	住所又は所在地		(電話番号)			
	氏名又は名称					
	個人番号又は法人番号 <small>↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。</small>					

令和  年  月分 市町村たばこ税の
申告書  
修正申告書
※

課税標準数量 ①		十億	百万	十	本
税額 (① × $\frac{\quad}{1000}$ ) ②					円
課税免除を受けようとする本数					本
課税免除を受けようとする税額 ③					円
返還控除を受けようとする本数					本
返還控除を受けようとする金額 ④					円
差引 (② - ③ - ④) ⑤					円
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥					円
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 (⑤ - ⑥)					円
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店				
	口座番号(普通・当座)				

<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付印             </div>	令和    年    月    日		※ 処 理 事 項	整理番号	事務所	地理 区分	区 分	事業者コード	申告 区分	予備	申告年月日		
				発信年月日									
				通信日付印	確認								
	市町村長殿												

申 告 者	住所又は所在地	(電話番号)									
	氏名又は名称										
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。									

令和  年  月分から令和  年  月分までの市町村たばこ税の **申告書** ※

修正申告書

	令和 年 月分				令和 年 月分				令和 年 月分				3箇月分の合計
	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	十億	百万	千	本	
課税標準数量 ①													<div style="border: 1px solid black; width: 100%; height: 100%; transform: rotate(45deg);"></div>
税 額 ( ① × $\frac{\quad}{1000}$ ) ②				円				円				円	
課税免除を受けようとする本数				本				本				本	
課税免除を受けようとする税額 ③				円				円				円	
返還控除を受けようとする本数				本				本				本	
返還控除を受けようとする金額 ④				円				円				円	
差 引 ( ② - ③ - ④ ) ⑤				円				円				円	
既に納付又は還付の確定した税額又は金額 ⑥				円				円				円	
この申告により納付すべき税額又は還付を受けようとする金額 ( ⑤ - ⑥ )				円				円				円	
還付を受けようとする金融機関及び支払方法	銀行 支店  口座番号 (普通・当座)												

市町村たばこ税還付請求申告書

第三十四号の二の六様式(用紙日本産業規格A4)(第十六条の四関係)

受付印  令和 年 月 日  市町村長殿	※ 処 理 事 項	整理番号	事務所	処理 区分	事業者コード	申告 区分	予 備		
		発 信 年 月 日 通 信 日 付 印			確 認	申告年月日			
申 告 者	住所又は所在地	(電話番号)							
	氏名又は名称								
	個人番号又は法人番号	↓ 個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。							
返還に係る製造たばこの数量 ①		十億 百万 千 本							
還付を受けようとする金額 (① × $\frac{\quad}{1000}$ )		円							
還付を受けようとする金融機関及び 支払方法		銀行 支店 口座番号(普通・当座)							

#### 第34号の2の6様式記載要領

- 1 この申告書は、法第473条第4項の規定により還付を受けようとする場合に使用すること。
- 2 ※印の欄は、記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 4 製造たばこの本数を記載する場合において1本未満の端数があるときは、その端数を切り捨てること。
- 5 「還付を受けようとする金額」の欄は、「返還に係る製造たばこの数量」の欄の記載に係る製造たばこについて法第477条第1項の規定により控除を受けるべき金額に相当する額を記載すること。（平13省令56・一部改正）

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付 印             </div>	令和 年 月 日	※ 処理 事項	登 信 年 月 日 郵 便 官 署 消 印	確 認 印					
	市町村長殿								
納 税 義 務 者	住所又は所在地 (電話番号)								(電話 )
	(ふりがな) 氏名又は 名称				(ふりがな) 法人の代 表者氏名				
	個人番号又は 法人番号								(右詰で記載)

何 に対して課する特別土地保有税の 何 申告書

整理 番号	土地を譲渡した者		土地の所在	地番	地目	面積  m <sup>2</sup>	取得年月日
	氏名又は名称	住所又は所在地 (電話番号)					
		( )					
		( )					
		( )					
		( )					
		( )					
整理 番号	取得の原因及び目的	取得価額	修正取得価額	取得価額又は修正 取得価額のいずれ か低い額	固定資産税又は不動産取 得税の課税標準となるべ き価格		
		円	円	円	円		
合 計					①	②	
上記のうち、固定資産税の課税標準となるべき価格又は不動産取得税の課税標準となるべき価格に4/3を乗じて得た額が取得価額（修正取得価額が取得価額より低い土地にあっては、当該修正取得価額）を超えるもの					③	④	
課 税 標 準 額 及 び 税 額							
課税標準額 (①-③) ⑤ 千円		⑤ × $\frac{\quad}{100}$ ⑥ 円		固定資産税又は不動産取得税の課税 標準となるべき価格 (②-④) ⑦ 千円		⑦ × $\frac{\quad}{100}$ ⑧ 円	
算 出 税 額							
(1) (2)に掲げるもの以外のもの (⑥-⑧) ⑨ 円		(2) 地方税法附則第31条の3第3項 の規定の適用を受けるも の (⑥-⑧) × 1/3 ⑩ 円		合計 (⑨+⑩) ⑪ 円		すでに納付の確 定した税額 (⑪-⑫) ⑬ 円	
徴収猶予を受けようとする土地		左のうち地方税法第603条の2第5項の規定によるもの		納付すべき税額		備 考	
整理 番号	面 積	税 額	面 積	税 額	(⑬-⑭) ⑮ 円		
	m <sup>2</sup>	円	m <sup>2</sup>	円	円		
合計		⑭					

第34号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、土地所在の市町村長に1通提出してください。
- 2 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）第2条第5項に規定する個人番号をいう。）又は法人番号（番号法第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載してください。「個人番号又は法人番号」欄に個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載してください。
- 3 ※印の欄は、記載しないこと。
- 4 「何 に対して課する」は、次のように記載してください。
  - (1) 地方税法（以下「法」という。）第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、「令和 年度分の土地」
  - (2) 法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、「令和 年 月 日から令和 年 月 日までの土地の取得」
- 5 「何 申告書」は、次のように記載してください。
  - (1) 法第599条第1項の申告の場合は、記載しない。
  - (2) 法第600条第2項の申告の場合は、「修正」
- 6 「整理番号」は、土地が2以上ある場合に、一連番号を付してください。
- 7 「修正取得価額」及び「取得価額又は修正取得価額のいずれか低い金額」の欄には、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合にのみ記載してください。この場合において、取得日が申告納付すべき日の属する年の前年の1月2日以後である土地にあっては、「一」と記載してください。
- 8 「固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格」の欄には、法附則第31条の3第1項の規定の適用のある土地にあっては固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地にあっては不動産取得税の課税標準となるべき価格に1/2を乗じて得た額を記載してください。  
③及び④欄は、法第599条第1項第1号又は第2号若しくは第3号の特別土地保有税に係る申告において、固定資産税の課税標準となるべき価格又は不動産取得税の課税標準となるべき価格に4/3を乗じて得た額が取得価額（修正取得価額が取得価額より低い土地にあっては、当該修正取得価額。以下同じ。）を超える土地がある場合、当該土地に係る取得価額及び固定資産税又は不動産取得税の課税標準となるべき価格を記載してください。  
ただし、法附則第31条の3第1項の規定の適用のある土地で固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額が取得価額を超える土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び固定資産税に係る法附則第18条第1項から第5項までに規定する課税標準となるべき額を記載し、法附則第31条の3第2項の規定の適用のある土地で不動産取得税の課税標準となるべき価格に1/2を乗じて得た額にさらに4/3を乗じて得た額が取得価額を超える土地がある場合には当該土地に係る取得価額及び不動産取得税の課税標準となるべき価格に1/2を乗じて得た額を記載してください。
- 10 ⑤及び⑦欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨て、⑩欄に記載すべき金額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨ててください。
- 11 ⑥欄には、⑤の金額に、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、1.4/100を、法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、3/100を乗じて得た金額を記載してください。
- 12 ⑧欄には、⑦の金額に、法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合は、1.4/100を、法第599条第1項第2号又は第3号の特別土地保有税に係る申告の場合は、4/100を乗じて得た金額を記載してください。
- 13 法第599条第1項第1号の特別土地保有税に係る申告の場合（当該申告に係る全ての土地の取得日が申告納付すべき日の属する年の前年の1月2日以後である場合を除く。）は、市町村長の定める様式により、修正取得価額の計算に関する明細書を添付してください。

受付  
印

非課税土地 特例譲渡 認定申請書 免除土地	令和 年 月 日
市町村長殿	

申請者	住所又は所在地 (電話番号)	(電話 )									
	(ふりがな)氏名又は名称	(ふりがな)法人の代表者氏名									
	法人番号										

非課税土地として使用し、又は使用させること  
 下記の土地について 地方税法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡をすること につき認定を受けたいので、申請します。  
 免除土地として使用し、又は使用させること

土地の所在	地番	地目	面積	取得年月日	非課税土地若しくは免除土地としての使用開始又は当該土地の譲渡の予定年月日
			m <sup>2</sup>		
非課税土地若しくは免除土地としての用途 又は当該土地の譲渡の目的				備 考	

下記の理由により法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の2年の期間を令和 年 月 日まで延長されたいので、申請します。

期間延長を必要とする理由	
--------------	--

納税義務の免除に係る期間の起算日を令和 年 月 日とされたいので、申請します。

既に受けた認定	認定の種類	納税義務の免除に係る期間
		年 月 日から 年 月 日まで
起算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由		

## 第34号の6様式 記載心得

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第601条第1項に規定する非課税土地として使用し、又は使用させること、法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡をすること又は法第603条の2の2第1項に規定する免除土地として使用し、又は使用させることにつき市町村長の認定を受ける場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。
- 4 法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の2年の期間の延長を申請しようとする者は、この申請書の「期間延長を必要とする理由」の欄にその延長を必要とする理由を記載すること。
- 5 申請に係る土地について、既に法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の規定により、納税義務の免除に係る期間が設定されている土地について、用途を変更して新たに法第601条第1項、法第602条第1項又は法第603条の2の2第1項の規定による徴収猶予を受けようとする者で、納税義務の免除に係る期間の決算日をこの申請書の提出の日前の既に設定されている納税義務の免除に係る期間内の日に設定する必要がある者は、この申請書の「既に受けた認定」の欄及び「決算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由」の欄に記載すること。「起算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由」の欄には、この申請が法第601条第1項に規定する非課税土地又は法第603条の2の2第1項に規定する免除土地に係るものである場合には、この申請に係る土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は計画の承認、当該土地に設置すべき建築物の建築の確認及び当該土地に係る事業の進捗状況その他の起算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由を、この申請が法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡に係るものである場合には、この申請に係る土地に係る買い取りの協議、当該土地に係る事業に係る法令の規定による許可又は認定、当該土地に係る宅地の造成の開始及びその進捗状況その他の起算日をこの申請書の提出の日前の日に定めることが必要な理由を記載すること。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付 印             </div>	非課税土地 特例譲渡 確認申請書 免除土地		令和 年 月 日
市町村長殿			
申請者	住所又は所在地 (電話番号)	(電話 )	
	(ふりがな) 氏名又は名称	(ふりがな) 法人の代表者氏名	
	法人番号		

非課税土地として使用し、又は使用させること  
 下記の土地について 地方税法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡をしたので、その確認を  
 免除土地として使用開始  
 申請します。

土地の所在	地番	地目	面積	非課税土地若しくは免除土地として使用開始又は当該土地の譲渡をした年月日	納税義務の免除に係る期間
			m <sup>2</sup>		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
納税義務の免除に係る税額					備考
法第596条第2号の税額	法第596条第1号の税額			合計	
	令和 年度分	令和 年度分	令和 年度分		
円	円	円	円	円	

第34号の7様式記載心得

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第601条第1項に規定する非課税土地として使用を開始されたこと、法第602条第1項各号に規定する土地の譲渡があったこと又は法第603条の2の2第1項に規定する免除土地として使用を開始されたことにつき、市町村長の確認を受ける場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 申請の内容に応じ、不要の文字を抹消すること。
- 4 納税義務の免除に係る税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨てること。

受付  
印

納税義務の免除に係る期間の延長申請書

令和 年 月 日

市町村長殿

申請者	住所又は所在地 (電話番号)											(電話 )
	(ふりがな) 氏名又は 名称						(ふりがな) 法人の代 表者氏名					
	法人番号											

令和 年 月 日付で認定のあった下記の土地についての納税義務の免除に係る期間の延長について、

地方税法第601条第2項

地方税法第602条第2項において準用する同法第601条第2項 の規定に基づいて申請します。

地方税法第603条の2の2第2項において準用する同法第601条第2項

土地の所在	地番	地目	面積 m <sup>2</sup>	すでに認定のあった期間				延長を必要とする期間			
				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで				令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで			
期間延長 を必要と する理由											
備考											

(備考) 1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第601条第2項又は第602条第2項及び第603条の2の2第2項において準用する法第601条第2項に規定する災害その他やむを得ない理由により、納税義務の免除に係る期間の延長を申請する場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。

2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

受付  
印

## 徴収猶予申告書

令和 年 月

市町村長殿

申 告 者	住所又は所在地 (電話番号)	(電話 )						
	(ふりがな) 氏名又は 名 称				(ふりがな) 法人の代 表者氏名			
	法人番号							

下記の土地について地方税法第603条第1項又は第2項の規定の適用を受けたいので、同条第3項の規定に基づき申告します。

土地の所在	地番	地目	面積	取得の原因	
			m <sup>2</sup>		
取得年月日	取得価格	免除の対象となる特別土地保有税			備 考
		法第603条第1項	法第603条第2項		
	円	令和 年度分から 令和 年度分まで	令和 年度分		

- (備考) 1 この申告書は、地方税法（以下「法」という。）第603条第1項及び第2項の規定の適用を受けようとする場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、申告者が法人の場合は、申告者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 法第603条第1項又は第2項のいずれか1のみに該当する場合は、不要の文字をまっ消すること。

受付  
印

## 免除認定申請書

令和 年 月 日

市町村長殿

申請者	住所又は所在地 (電話番号)	(電話 )										
	(ふりがな) 氏名又は名称						(ふりがな) 法人の 代表者氏名					
	法人番号											

下記の土地について地方税法第603条の2第1項の認定を受けたいので、申請します。

整理番号	土地の所在	地番	地目	面積	税額	土地の取得年月日	免除対象土地としての使用開始年月
				m <sup>2</sup>	円		
整理番号	建物、構築物又は施設の利用の状況					他の法令による許認可の状況及びその年月日	
	構造又は整備状況	利用状況	管理状況				

### 第34号の10様式記載心得

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）第603条の2第1項の認定を受けようとする場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。ただし、既に同項の認定又は法第603条の2の2第1項の確認を受けた土地について、当該認定又は確認に係る事情に変更のないときは、提出を要しないものであること。
- 2 「法人番号」欄には、申請者が法人の場合は、申請者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 建物、構築物又は施設の利用の状況欄の記載方法は、次によること。
  - (1) 構造又は整備状況の欄には、建物又は構築物にあつてはその構造、工法及び建築面積等を、施設にあつてはその構成要素となつている建物その他の工作物の設置状況及び面積等を記載すること。
  - (2) 利用状況の欄には、建物又は構築物にあつてはその用途及び今後の利用の予定等を、施設にあつてはその用途、使用頻度及び今後の利用の予定等を記載すること。
  - (3) 管理状況の欄には、施設について管理人の有無、管理施設の設置状況等を記載すること。
- 4 他の法令による許認可等の状況の欄には、建物、構築物又は施設の設置に係る都市計画法、建築基準法等の許可、確認等の状況及び土地の取得に係る国土利用計画法等の許可、確認等の状況について記載すること。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: auto;">                 受付 印             </div>	令和    年    月    日	※ 処理 事項	発信年月日					
	市町村長殿		通信日付印	確認印				

納 税 義 務 者	住所又は所在地 (電話番号)											(電話)
	(ふりがな) 氏名又は 名称						(ふりがな) 法人の代 表者氏名					
	個人番号又は法人番号											

遊休土地に対して課する特別土地保有税の 何 申告書

遊休土地転換利用促進 地区の所在 及び 面積	所 在	面 積	所 在	面 積
		m <sup>2</sup>		m <sup>2</sup>

整理 番号	遊 休 土 地 の 所 在	地 番	地 目	面 積	時 価	取得価額	課税標準	固定資産税の 課税標準とな るべき価格	特別土地 保有税の 税額
I				m <sup>2</sup>	/	円	/	円	円
				( )		( )		( )	( )
				( )		( )		( )	( )
				( )		( )		( )	( )
					円		円		
II				( )	/	( )	/	( )	( )
				( )		( )		( )	( )
				( )		( )		( )	( )
				( )		( )		( )	( )
合 計							①	②	③

課 税 標 準 額 及 び 税 額

課 税 標 準 額	① × 1.4 / 100	固定資産税の課税標準額と なるべき価格	② × 1.4 / 100
①	④	②	⑤
千円	円	千円	円
特別土地保有税の 税額	算 出 税 額 ④ - (⑤ + ③)	すでに納付の確定した 税額	(⑥ - ⑦)
③	⑥	⑦	⑧
円	円	円	円

徴収猶予を受けようとする土地			納 付 す べ き 税 額 ⑧ - ⑨	備 考
整 理 番 号	面 積	税 額		
	m <sup>2</sup>	円	円	
合計		⑨	円	

## 第34号の11様式記載心得

- 1 この申告書は、地方税法（以下「法」という。）第621条に規定する遊休土地（以下「遊休土地」という。）所在の市町村等に1通提出すること。
- 2 ※の欄は記載しないこと。
- 3 「個人番号又は法人番号」欄には、納税義務者の個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）又は法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。なお、個人番号を記載する場合には、左側を1文字空けて記載すること。
- 4 「何 申告書」は、次のように記載すること。
  - (1) 法第625条第1項の申告の場合は、記載しない。
  - (2) 法第627条において準用する法第600条第2項の申告の場合は、「修正」
- 5 「整理番号」は、遊休土地が2以上ある場合に、一連番号を付すること。
- 6 「取得価額」は、取得価額が異なる土地がある場合には、地番ごとに記載すること。（ただし、これらのうち、取得価額が同一のものについては、一括して記載してさしつかえないこと。）
- 7 「特別土地保有税の税額」は、遊休土地である土地のうち土地に対して課する特別土地保有税が課される土地がある場合に、法第596条に規定する法第599条第1項第1号の特別土地保有税の税額を記載すること。
- 8 ①及び②欄に記載すべき金額に1,000円未満の端数があるとき、又はその全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその金額を切り捨て、⑥欄に記載すべき金額に100円未満の端数があるとき、又はその金額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。



<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 50%; width: 40px; height: 40px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付 印             </div>	令和 年 月 日	※処理事項 市長殿	発信年月日	整理番号	事務所	区分	管理番号	申告区分
	通信日付印		確認					
			申告年月日		令和 年 月 日			

(フリガナ) 氏名又は 名称	住所 本店	(電話)	事業種目
個人番号又は 法人番号	又は		資本金の額又 は出資金の額
(フリガナ) 法人の代 表者氏名	所在地 支店	(電話)	兆 十億 百万 千円
			所轄税務署名 税務署

令和 年 月 日から令和 年 月 日までの **事業年度又は課税期間** の事業所税の **申告書**

この申告に  
応答する者  
の氏名 (電話)

事業所 床面積	算定期間を通じて使用された事業 所床面積	①		m <sup>2</sup>	従業者給与総額	⑫	十億 百万 千 円	
	算定期間の中途において新設又は 廃止された事業所床面積	②		m <sup>2</sup>	非課税に係る従業者給与総額	⑬	円	
	非課税に係る 事業所床面積	①に係る非課税床面積	③		m <sup>2</sup>	控除従業者給与総額	⑭	円
		②に係る非課税床面積	④		m <sup>2</sup>	課税標準となる従業者給与 総額 (⑫-⑬-⑭)	⑮	円 000
	控除事業所 床面積	①に係る控除床面積	⑤		m <sup>2</sup>	従業者割額 (⑮ × $\frac{0.25}{100}$ )	⑯	円
		②に係る控除床面積	⑥		m <sup>2</sup>	既に納付の確定した従業者割額	⑰	円
	課税標準と なる事業所 床面積	①に係る課税標準となる 床面積 (①-③-⑤) × $\frac{\square}{12}$	⑦		m <sup>2</sup>	資産割額と従業者割額の合計額 (⑩+⑯)	⑱	円 00
		②に係る課税標準となる床面積	⑧		m <sup>2</sup>	既に納付の確定した事業所税額 (⑰+⑱)	⑲	円 00
		課税標準となる床面積合計 (⑦+⑧)	⑨		m <sup>2</sup>	この申告により納付すべき事業所 税額 (⑱-⑲)	⑳	円 00
	資産割額 (⑨ × 600 円)	⑩	十億 百万 千 円		備考			
既に納付の確定した資産割額	⑪			円	関与税理士氏名	(電話)		

受付  
印

非課税土地等予定地認定申請書  
令和 年 月 日  
市町村長 殿

申 請 者  (譲渡者)	住所又は所在地 (電話番号)	(電話 )											
	(ふりがな) 氏名 又は名称	(ふりがな) 法人の代 表者氏名											
	法人番号												

下記の土地について地方税法附則 第31条の3の2第1項 第31条の3の3第1項 に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、同項に規定する特例譲渡をする予定であること又は同項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき認定を受けたいので、申請します。

土地の所在及び番	地目	面積	所有者(譲受者)		譲渡 年月日	非課税土地としての使用開始、特例譲渡又免除土地として使用開始の予定年月日	非課税土地としての用途、特例譲渡の目的又は免除土地としての用途	備考
			氏名又は名称	住所又は所在地 (電話番号)				
		m <sup>2</sup>		( )				
				( )				
				( )				
				( )				
				( )				

下記の理由により法附則 第31条の3の2第1項 第31条の3の3第1項 第31条の3の4第1項 の2年の期間を令和 年 月 日まで延長されたい

ので、申請します。

期間延長を必要とする理由	
--------------	--

第49号様式記載心得

- 1 この申請書は、地方税法（以下「法」という。）附則第31条の3の2第1項又は第31条の3の3第1項に規定する非課税土地として使用し、若しくは使用させる予定であること、これらの項に規定する特例譲渡をする予定であること又はこれらの項に規定する免除土地として使用し、若しくは使用させる予定であることにつき市町村長の認定を受ける場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、申請者（譲渡者）が法人の場合は、申請者（譲渡者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。
- 4 法附則第31条の3の2第1項、第31条の3の3第1項又は第31条の3の4第1項の2年の期間の延長を求めようとする者は、この申請書の「期間延長を必要とする理由」の欄にその延長を必要とする理由を記載すること。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 20px; height: 20px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">                 受付 印             </div>	非課税土地等確認申請書										令和 年 月 日	
市町村長 殿												
申 請 者 （ 譲 渡 者 ）	住所又は所在地 (電話番号)											(電話 )
	(ふりがな)氏名 又は名称						(ふりがな)法人の代 表者氏名					
	法人番号											

下記の土地について 非課税土地としての使用を開始  
特例譲渡をしたので、その確認を申請します。  
免除土地としての使用を開始

土地の所在及び地番	地目	面積	所有者（譲受者）		非課税土地としての使用開始、特例譲渡又は免除土地としての使用開始をした年月日	予定期間
			氏名又は名称	住所又は所在地 (電話番号)		
		m <sup>2</sup>		( )		令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
				( )		
				( )		
				( )		
				( )		
				( )		
				( )		
				( )		
納税義務の免除に係る税額					備 考	
法第596条第2号の税額	法第596条第1号の税額			合計		
	令和 年度分	令和 年度分	令和 年度分			
円	円	円	円	円		

- 第50号様式記載心得
- この申請書は、地方税法附則第31条の3の2第1項又は第31条の3の3第1項に規定する非課税土地として使用が開始されたこと、これらの項に規定する特例譲渡があったこと又はこれらの項に規定する免除土地として使用が開始されたことにつき、市町村長の確認を受ける場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
  - 「法人番号」欄には、申請者（譲渡者）が法人の場合は、申請者（譲渡者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
  - 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。
  - 納税義務の免除に係る税額に100円未満の端数があるとき、又はその全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てること。

<div style="border: 1px solid black; border-radius: 50%; width: 30px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center;">                 受付 印             </div>	非課税土地等予定地のための 譲 渡 申出書 用途 変 更												令和 年 月 日
市町村長 殿													(電話 )
(譲渡者) 申請者	住所又は所在地 (電話番号)												
	(ふりがな)氏名又は名称					(ふりがな)法人の代表者氏名							
	法人番号												

第31条の3の2第1項の規定の適用を受けたいので、同条第2項  
 下記の土地について地方税法附則第31条の3の3第1項の規定の適用を受けたいので、同項  
 第31条の3の4第1項の規定の適用を受けたいので、同項  
 の規定により、申出します。

土地の所在及び 地番	地目	面積	譲受予定者		譲渡 予 定 年 月 日	非課税土地と しての使用開 始、特例譲渡 又は免除土地 としての使用 開始の予定年 月日	非課税土地としての用途、 特例譲渡の目的又は免除土 地としての用途（予定）	備 考
			氏名又は名称	住所又は所在地 (電 話 番 号)				
		㎡		( )				
				( )				
				( )				
				( )				
				( )				

第51号様式記載心得

- 1 この申出書は、地方税法附則第31条の3の2第1項、第31条の3の3第1項又は第31条の3の4第1項の規定の適用を受けようとする場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、申出者（譲渡者）が法人の場合は、申出者（譲渡者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 申出の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。

受付  
印

予 定 期 間 等 の 延 長 申 請 書

令和 年 月 日

市町村長 殿

申 請 者  ( 譲 渡 者 )	住所又は 所在地 (電話番号)	(電話 )											
	(ふりがな) 氏 名 又は 名称	(ふりがな) 法人の代 表者 氏名											
	法人番号												

令和 年 月 日付けで認定のあった下記の土地についての予定期間の延長について、地方税法附則第31条の3の2第4項、第31条の3の3第3項において準用する同法第601条第2項又は同法附則第31条の3の4第3項の規定に基づき申請します。

土地の所在及び地番	地目	面積	所有者（譲受者）の氏名又は名称、住所又は所在地 ( 電 話 番 号 )	既に認定のあった期間	延長を必要とする期間
		㎡	( )	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで	令和 年 月 日から 令和 年 月 日まで
			( )		
			( )		
			( )		
			( )		
期間延長を必要とする理由					
備 考					

第51号の2様式記載心得

- 1 この申請書は、地方税法附則第31条の3の2第4項若しくは第31条の3の3第3項において準用する同法第601条第2項又は同法附則第31条の3の4第3項に規定する災害その他やむを得ない理由により、予定期間又は変更後予定期間の延長を申請する場合に、土地所在の市町村長に1通提出すること。
- 2 「法人番号」欄には、申請者（譲渡者）が法人の場合は、申請者（譲渡者）の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
- 3 申請の内容に応じ、不要の文字をまっ消すること。

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書  
道府県民税

第五十五号の五様式（附則第二条の四関係）

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
	個人番号	
電話番号	性 別	男 女
	生年月日	明・大・昭 平・令

「個人番号」欄には、あなたの個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載してください。

あなたが支出した地方税法第37条の2（第314条の7）第2項に規定する特例控除対象寄附金（以下「特例控除対象寄附金」という。）について、同法附則第7条第1項（第8項）の規定による寄附金税額控除に係る申告の特例（以下「申告の特例」という。）の適用を受けようとするときは、下の欄に必要な事項を記載してください。

- (注1) 上記に記載した内容に変更があった場合、申告特例対象年の翌年の1月10日までに、申告特例申請事項変更届出書を提出してください。
- (注2) 申告の特例の適用を受けるために申請を行った者が、地方税法附則第7条第6項（第13項）各号のいずれかに該当する場合には、申告特例対象年に支出した全ての寄附金（同項第4号に該当する場合には、同号に係るものに限る。）について申告の特例の適用は受けられなくなります。その場合に寄附金税額控除の適用を受けるためには、当該寄附金税額控除に関する事項を記載した確定申告書又は市町村民税・道府県民税の申告書を提出してください。

1. 当団体に対する寄附に関する事項

寄附年月日	寄附金額
令和 年 月 日	円

2. 申告の特例の適用に関する事項

申告の特例の適用を受けるための申請は、①及び②に該当する場合のみすることができます。①及び②に該当する場合、それぞれ下の欄の□にチェックをしてください。

① 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者である	<input type="checkbox"/>
--------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第1項（第8項）に規定する申告特例対象寄附者とは、(1)及び(2)に該当すると見込まれる者をいいます。

- (1) 特例控除対象寄附金を支出する年の年分の所得税について所得税法第120条第1項の規定による申告書を提出する義務がない者又は同法第121条（第1項ただし書を除く。）の規定の適用を受ける者
- (2) 特例控除対象寄附金を支出する年の翌年の4月1日の属する年度分の市町村民税・道府県民税について、当該寄附金に係る寄附金税額控除の控除を受ける目的以外に、市町村民税・道府県民税の申告書の提出（当該申告書の提出がされたものとみなされる確定申告書の提出を含む。）を要しない者

② 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者である	<input type="checkbox"/>
-------------------------------------	--------------------------

(注) 地方税法附則第7条第2項（第9項）に規定する要件に該当する者とは、この申請を含め申告特例対象年の1月1日から12月31日の間に申告の特例の適用を受けるための申請を行う都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長の数が5以下であると見込まれる者をいいます。

(切り取らないでください。)

令和 年寄附分 市町村民税 寄附金税額控除に係る申告特例申請書受付書  
道府県民税

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

令和 年 月 日 殿	整理番号	
住 所	フリガナ	
	氏 名	
	性 別	男 女
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令 . . . . .

申告特例申請書に記載した内容（全て記載）

住 所	フリガナ	
	氏 名	
	性 別	男 女
電話番号	生年月日	明・大・昭 平・令 . . . . .

（注） これまでに申告特例申請事項変更届出書を提出している場合は、当該届出書に記載した内容を記載してください。

あなたが寄附金税額控除に係る申告特例申請書を提出後、当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月1日までの間に当該申請書の内容（電話番号を除く。）に変更があった場合は、上記の欄に必要な事項を記載して当該申請書に係る寄附金を支出した年の翌年1月10日までに提出してください。

----- (切り取らないでください。) -----

住 所		受付日付印
氏 名	殿	

受付団体名	
-------	--

道府県たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第一号様式（用紙日本産業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第四条・第五条関係）

都道府県提出用  
（第一号様式）

※ 令和 年 月 日 知事殿 申告者 同上代理人		申告者の種別 (〒 - ) ( ☎ - - ) 卸 ・ 小 整理番号 ※	
営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称 (〒 - ) ( ☎ - - ) 店舗名 ( )		住所 (〒 - ) ( ☎ - - ) 氏名又は名称及び代表者氏名 (フリガナ) 個人番号又は法人番号 ↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。	
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、道府県たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。			
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量 地方税の課税対象数量 (卸売販売業者等用)	
紙巻たばこ		⑤ 本 ★⑤ 本	
葉巻たばこ		⑥ 本 ★⑥ 本	
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本 ★⑦ 本	
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本 ★⑧ 本	
加熱式たばこ		⑨ 本 ★⑨ 本	
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本 ★⑩ 本	
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本 ★⑪ 本	
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤～⑪の合計)	本	
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)
道府県税	⑩(⑫)	0.07	⑪(⑩×0.07) 円
区分	税額の合計額 (1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額 (1円単位で記入)
道府県税	⑬(⑪)	円 ⑭	円 ⑮(⑬又は⑭-⑯) 円
税理士法第30条の書面提出 <input checked="" type="checkbox"/> 作成税理士署名		税理士法第33条の2の書面提出 <input checked="" type="checkbox"/> (電話番号 - - )	
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地 (〒 - ) ( ☎ - - )	名称	
都道府県整理欄			
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認 ※	納 期 限
通 信 日 付 印	※ 令和 年 月 日	確認 ※	令和 年 月 日
番号確認 ※	身元確認 ※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )	※

(注) 1 ※欄には記入しないでください。  
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

- 別記第1号様式記載要領
- この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第12条第3項又は附則第13条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。
  - 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。
  - 「⑥」欄には、所持する葉巻たばこについて、地方税法第74条の4第2項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
  - 「⑨」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第74条の4第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。
  - 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。
    - 平成30年改正法附則第12条第2項又は附則第13条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」の欄の「★⑤」欄から「★⑪」欄に記載すること。
    - 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑩」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等用）」欄の「★⑤」欄から「★⑪」欄までの数量を合計した本数を記載すること。

市町村たばこ税の手持品課税納税申告書

別記第二号様式（用紙日本産業規格A4）（地方税法施行規則の一部を改正する省令（平成三十年総務省令第二十五号）附則第七条・第八条関係）

市区町村提出用  
（第二号様式）

※		申告者の種別	卸・小	整理番号	※
令和 年 月 日 市区町村長殿	営業所又は貯蔵場所の所在地及び名称	(〒 - ) ( ☎ - - ) 店舗名 ( )			
	住所	(〒 - ) ( ☎ - - )			
	氏名又は名称及び代表者氏名	(フリガナ)			
	個人番号又は法人番号	↓個人番号の記載に当たっては、左端を空欄とし、ここから記載してください。			
	同上代理人				
下記のとおり、令和 年 月 日現在における、市町村たばこ税の手持品課税納税申告書(期限後申告書・修正申告書)を提出します。					
製造たばこの区分	所持重量	所持する製造たばこの数量	地方税の課税対象数量(卸売販売業者等)		
紙巻たばこ	/	⑤ 本	★⑤	本	
葉巻たばこ	/	⑥ 本	★⑥	本	
パイプたばこ	① g	⑦(①×1) 本	★⑦	本	
刻みたばこ	② g	⑧(②×0.5) 本	★⑧	本	
加熱式たばこ	/	⑨ 本	★⑨	本	
かみ用のたばこ	③ g	⑩(③×0.5) 本	★⑩	本	
かぎ用のたばこ	④ g	⑪(④×0.5) 本	★⑪	本	
所持する製造たばこの数量の合計	⑫(⑤～⑪の合計)	本			
区分	課税標準となる製造たばこの本数	1本当たりの税率	税額 (1円未満切捨)		
市町村税	⑩(⑫) 本	0.43	⑬(⑩×0.43) 円		
区分	税額の合計額(1円単位で記入)	修正申告の場合の修正申告前の確定額	納付すべき税額(1円単位で記入)		
市町村税	⑭(⑬) 円	⑮	⑯(⑭又は⑭-⑮) 円		
税理士法第30条の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	作成税理士署名			
税理士法第33条の2の書面提出	<input checked="" type="checkbox"/>	(電話番号 - - )			
出張販売先、自動販売機等の所在地及び名称	所在地		名称		
	(〒 - ) ( ☎ - - )				
	(〒 - ) ( ☎ - - )				
市区町村整理欄					
修正申告の場合の当初申告年月日	※ 令和 年 月 日	確認	※	納期限	
通信日付印	※ 令和 年 月 日	確認	※	令和 年 月 日	
番号確認	※	身元確認	※ <input type="checkbox"/> 済 <input type="checkbox"/> 未済	※ 確認書類 個人番号カード/通知カード・運転免許証 その他 ( )	※

(注) 1 ※欄には記入しないでください。  
2 小売販売業者は、★印の欄は記載しないでください。

別記第2号様式記載要領  
1 この申告書は、地方税法等の一部を改正する法律（平成30年法律第3号。以下「平成30年改正法」という。）附則第25条第3項又は附則第26条第3項の規定による申告又はこれらに係る修正申告をする場合に使用すること。  
2 「個人番号又は法人番号」欄には、申告者が個人の場合は個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第2条第5項に規定する個人番号をいう。）を記載し、法人の場合には法人番号（同条第15項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。  
3 「⑥」欄には、所持する葉巻たばこについて、地方税法第467条第2項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。  
4 「⑨」欄には、所持する加熱式たばこについて、地方税法第467条第3項に規定する方法により計算した紙巻たばこの本数の合計数を記載すること。  
5 卸売販売業者等は、以下の点に留意すること。  
(1) 平成30年改正法附則第25条第2項又は附則第26条第2項の規定により道府県たばこ税の課税対象となる製造たばこの数量については、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等）」の欄の「★⑤」欄から「★⑪」欄に記載すること。  
(2) 「課税標準となる製造たばこの本数」欄の記載に際しては、「⑩」欄には、「地方税の課税対象数量（卸売販売業者等）」欄の「★⑤」欄から「★⑪」欄までの数量を合計した本数を記載すること。